



阿南市 こども計画



令和8年3月

阿南市



は じ め に

こどもたちの健やかな笑顔は、私たちのまちの希望であり、未来そのものです。

社会が大きく変化するなかにあっても、こどもたちが安心して暮らし、自分らしく成長できる環境を整えることは、私たちの共通の願いであり、責任でもあります。



国全体で「こどもまんなか社会」の実現がめざされるなか、阿南市においても、こどもに関する取組をより一層力強く進めていくため、このたび「阿南市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、こどもに関するあらゆる施策の基本となるものであり、本市で暮らすすべてのこどもが笑顔で健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせるまちづくりに必要な支援を総合的に進めていくための道しるべです。

「『こどもまんなか笑顔あふれる阿南』の創生」の基本理念のもと、こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもや若者、子育て当事者の意見をいただきながら、ニーズを的確に捉えた各施策を着実に推進してまいります。

結びに、計画づくりにあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました「阿南市こどもまんなか会議」委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップなどを通じてご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、こどもたちの育ちを社会全体で支えていくために、皆様の温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和8年3月

阿南市長 岩佐 義弘

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の対象と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く環境

- 1 阿南市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 こども・若者と子育て支援に関する市民の意識調査・・・・・・・・ 22
- 3 こどもまんなか社会の実現に向けた課題整理・・・・・・・・・・ 25

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 計画の基本目標と体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 施策の展開

- 基本目標1 こども・若者の権利を大切にします・・・・・・・・ 32
- 基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長を支援します・・ 34
- 基本目標3 困難な環境にあるこども・若者や家庭を支援し、良好な成育環境を確保します・ 39
- 基本目標4 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるまちづくりをめざします・ 42
- 基本目標5 子育て環境を整備し、地域全体で子育て世帯を支援します・・ 45
- こども・若者の意見（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定・・ 51
- 3 量の見込みの推計について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 4 量の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 5 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保・・・・・・・・ 73
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施・・・・・・・・ 75
- 7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び
当該教育・保育等の推進に関する体制の確保・・・・・・・・ 75

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

資料

- 1 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 2 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 3 アンケート結果（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、こども・子育て政策を推進するため、これまで「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法に基づく）、「次世代育成支援市町村行動計画」（次世代育成支援対策推進法に基づく）及び「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく）を一体化した「第3期阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、取組を進めてまいりました。

しかしながら、本市を含め全国的に、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行に伴い、子育てに対する負担や不安の増加、孤立化の問題が深刻化しています。これらの課題は優先的に取り組むべき重要なものとなっています。

こうした現状に、令和5年4月、こども政策の総合的な推進を目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが出来る社会「こどもまんなか社会」の実現をめざして策定されました。

本市では、「こども大綱」及び「徳島県こども計画」を踏まえて、本市で暮らすすべてのこどもが、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現をめざした計画として、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を加え、こども施策関連の計画を統合した新たな計画として「阿南市こども計画」を策定します。

「こども」と「子ども」の表記について

こども基本法の基本理念を踏まえ、法律名やその説明等に関する文章、団体名等の固有名詞を除き、平仮名表記の「こども」を使用しています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は令和5年4月に施行された「こども基本法」の第10条第2項に規定する「市町村こども計画」と位置づけ、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して作成するものです。

また、本計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」とともに、こどもに関する次に掲げる法定計画を統合する総合的な計画です。

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「阿南市総合計画 2025▶2028」や、「第4期阿南市地域福祉計画」等の関連計画との連携を図ります。

- 阿南市総合計画 2025▶2028
- 第4期阿南市地域福祉計画
- 阿南市障害者基本計画
- 第7期阿南市障がい福祉計画・第3期阿南市障がい児福祉計画
- 阿南市健康増進計画（健康阿南21）
- 第4次阿南市男女共同参画基本計画
- 第4期阿南市教育振興基本計画

(2) こども計画の根拠となる法律や大綱

■こども基本法

令和5年4月に施行されたこども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている法律です。

【こども基本法第10条】

(都道府県こども計画等)

- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

【こども基本法の基本理念】

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



出典：こども家庭庁 HP より

■こども大綱

令和5年12月に閣議決定されたこども大綱は、こども基本法に基づき、こども施策の総合的な推進のために、施策の基本的方針等を定めたものです。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化しています。

こども大綱では、各こども施策の推進を通じて、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

【こども大綱の基本方針】

| | |
|---|--|
| ① | こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る |
| ② | こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく |
| ③ | こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する |
| ④ | 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| ⑤ | 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ） ^{※1} の打破に取り組む |
| ⑥ | 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

※1 隘路（あいろ）：物事を進めるうえで妨げとなるもの

■次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に施行された「次世代育成支援対策推進法」は、こどもを育成する（または、しようとする）家庭に対する支援等、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成されるための環境整備を迅速かつ重点的に推進するために必要な事項を定めている法律です。

■子ども・子育て支援法

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援法」は、すべてのこどもが健やかに成長でき、こどもをもちたいすべての人が安心してこどもを産み育てられる社会の実現のため、こども及び子育てに関する必要な支援を行う法律です。

この法律を含む子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めています。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

平成26年1月に施行され、令和6年9月に現在の法律名称に改称された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」は、適切な養育・教育・医療を受けられないことをはじめ、多様な体験機会の喪失や、権利の侵害、社会からの孤立することなど、貧困を原因としてこどもが様々な不利益を被ることのないように、こどもの貧困解消のための基本理念を定め、国やその他の責任を明確にし、対策を総合的に推進する法律です。

■子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、一人ひとりのこども・若者が健やかに成長する中で、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることをめざして、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や施策を総合的に推進するための法律です。






(3) SDGs の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

本市では、上位計画である「阿南市総合計画2025▶2028」において、SDGsの理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、地域課題の解決に取り組んでいます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れ、こども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。本計画と関連性が高い目標として、以下のSDGsの目標達成に貢献します。

■関連するSDGsの達成目標

| | |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>目標1（貧困）</p> <p>こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、こどもの将来が閉ざされることのないよう親の就労支援や経済的支援を進めます。</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>目標3（健康と福祉）</p> <p>すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠前から妊娠・出産・出産後と続く切れ目のない支援を行います。</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>目標4（教育）</p> <p>豊かな成長を支える学びの場として、学校・家庭・地域において、希望を実現し、生きる力を育む教育環境を整えます。</p> |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>目標5（ジェンダー平等）</p> <p>仕事と子育ての両立を図ることができるよう、男女共同参画、職場の環境づくりのための啓発に努めます。</p> |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>目標8（働きがい）</p> <p>仕事と子育ての両立を図ることで、女性が自らのキャリアを犠牲にすることなく、働く中で自己実現が図られるよう支援します。</p> |
|  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>目標10（平等）</p> <p>すべてのこどもが権利の主体として、個人が尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別を受けない環境を整えます。</p> |
|  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>目標11（まちづくり）</p> <p>子育てを地域で支え、こどもと子育て家庭が安全に安心して暮らすことができる環境の整備・まちづくりに努めます。</p> |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>目標16（平和と公正）</p> <p>すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう環境整備を進めます。</p> |

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画では、すべての子ども・若者と子育て世代を計画の対象とします。子ども・若者は原則として0歳から29歳までとしますが、子ども基本法第2条が定める「子ども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、施策の内容によっては明確に年齢で区切らず、必要なサポートが途切れることのないようにします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。



4 計画の策定体制

阿南市のこども・若者支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「阿南市こどもまんなか会議」を設置し、こどもまんなか会議における議論を中心に計画の策定を行いました。

計画の策定にあたり、以下の調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【令和5年度実施】

①子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査

対象者：就学前児童・小学生児童の保護者

②子どもの生活状況調査

対象者：小学校5年生と中学校2年生及びその保護者
(富岡小は6年生、羽ノ浦中は3年生)

【令和6年度実施】

③子ども・子育て支援、子どもの貧困に関する調査

対象者：保育園・保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、
子育て支援センター、児童館、児童養護施設、ボランティア団体

④子どもの貧困に関する調査

対象者：小・中学校、教育研究所、教育支援教室、青少年健全育成センター、
市社会福祉協議会、市内こども食堂、あなんパーソナルサポートセンター

【令和7年度実施】

⑤こども・若者の意識と生活に関する調査

対象者：中学校2年生、15～29歳までの市民、18～29歳までの阿南市職員
富岡西高校ワークショップ参加者

⑥不登校・ひきこもり支援者調査

対象者：不登校支援やひきこもり支援を行っている団体

⑦富岡西高校ワークショップ

「こども・若者が安心して過ごせる阿南市へ」

～ほっとする場所や居心地がいいと思う場所を考えよう～

さらに、阿南市保健福祉部こども支援課を中心に、国や徳島県との調整を図りつつ、庁内関係各課から意見の聴取及び検討を行うとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しています。

第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く環境

1 阿南市の現状

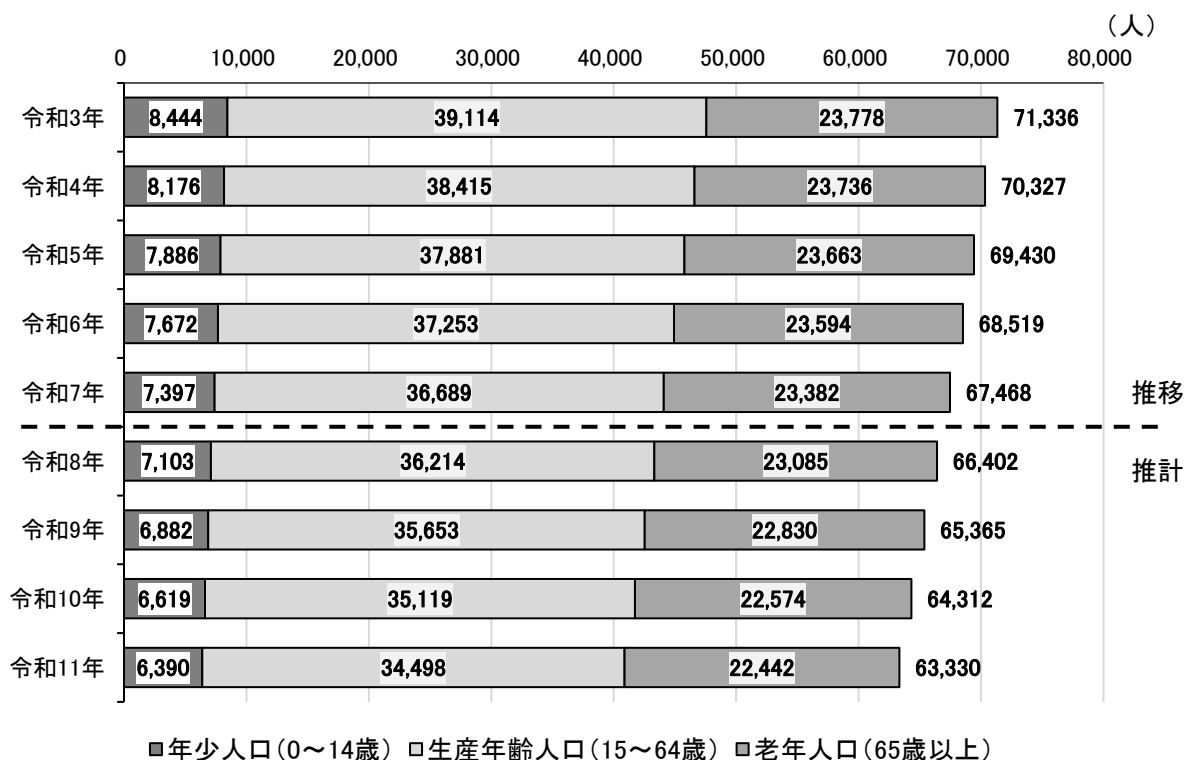
(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

本市の令和7年3月31日時点の人口は67,468人です。年齢3区分別にみると、令和3年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のいずれの年齢区分でも人口減少が続いています。

今後も減少傾向で推移していくことが見込まれており、令和11年の人口は63,330人になると推計されます。

■ 年齢3区分別人口の推移と今後の推計



資料：令和3～7年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）

令和8～11年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

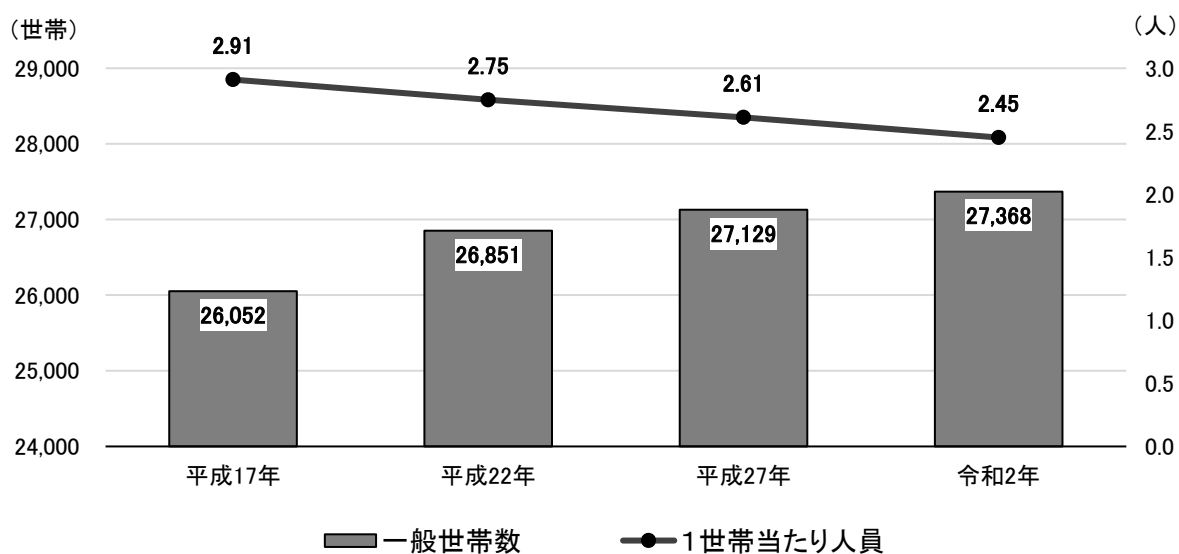
(2) 世帯の状況

①一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、一般世帯数（世帯総数のうち、施設数等の世帯を除いた世帯）は増加している一方、1世帯当たり人員は減少を続けています。

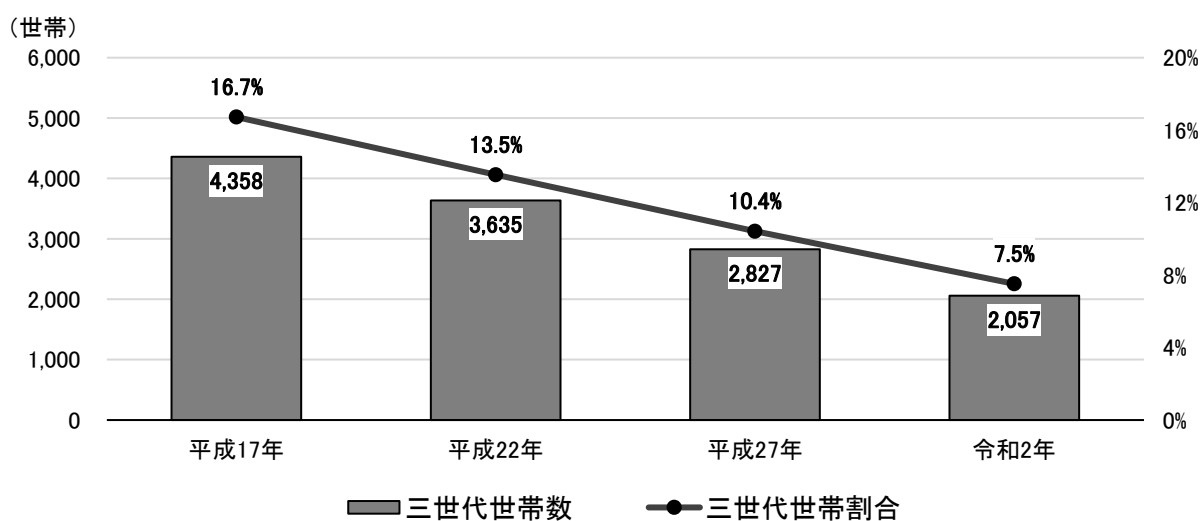
また、市内の三世帯世帯数は、平成17年には4,358世帯でしたが、令和2年には2,057世帯と半分以下に減少しており、一般世帯に占める割合も16.7%から7.5%に減少しています。

■一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

■三世帯世帯数及び一般世帯に占める割合の推移



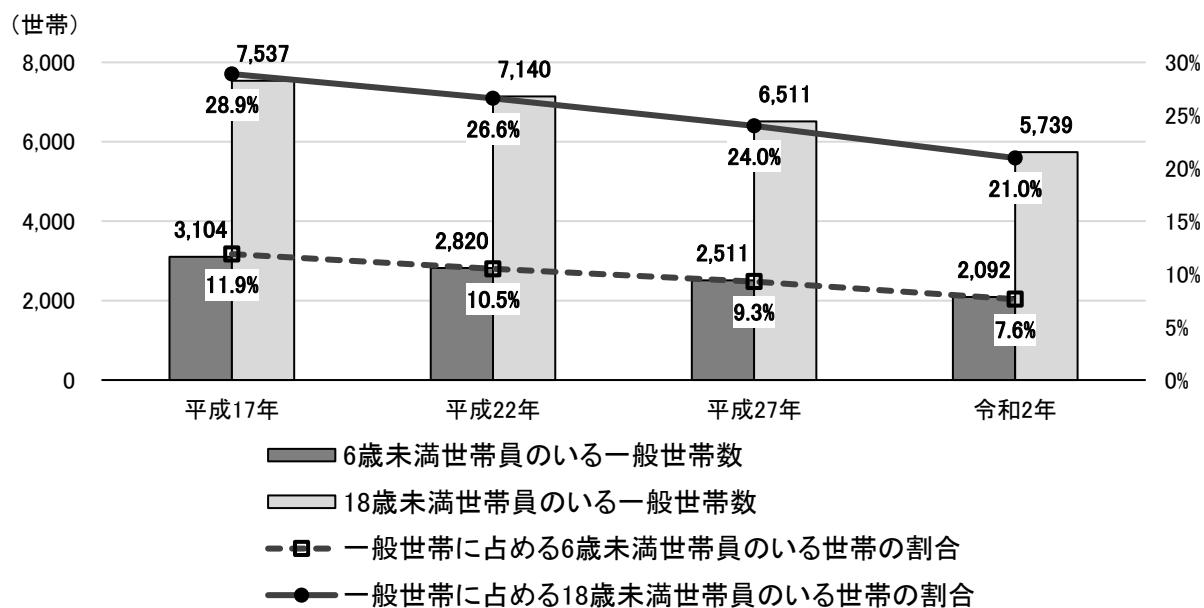
資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

②こどものいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数はいずれも、平成17年以降減少を続けています。

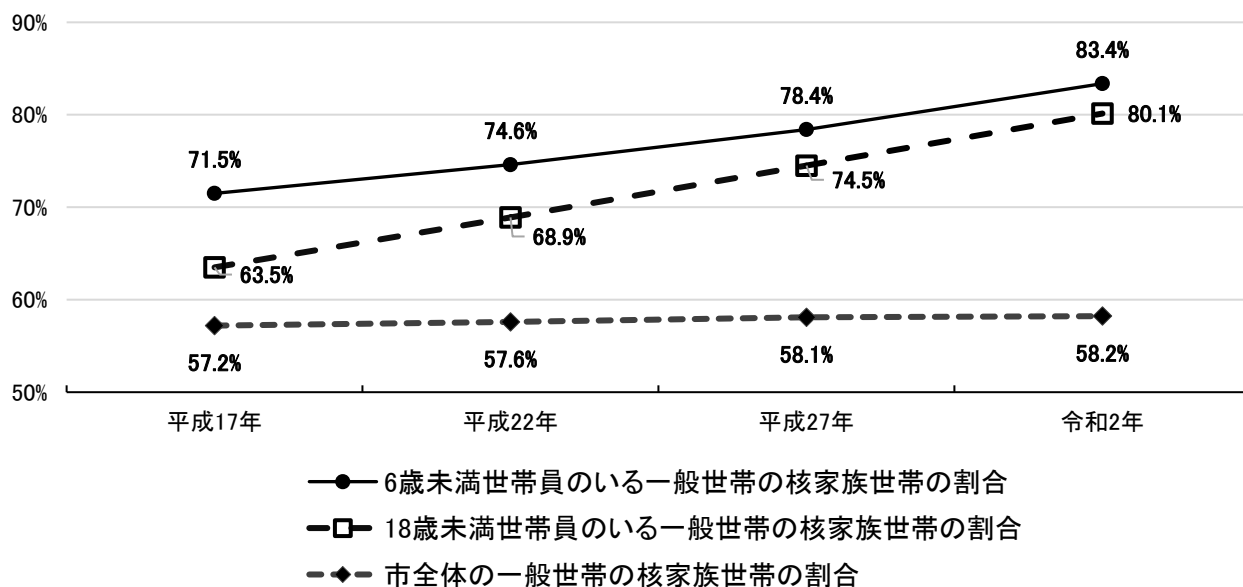
また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、微増で推移しており、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割を超えており、子を持つ家庭の核家族化が進行していることがわかります。

■こどものいる一般世帯数及び一般世帯に占める割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

■一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

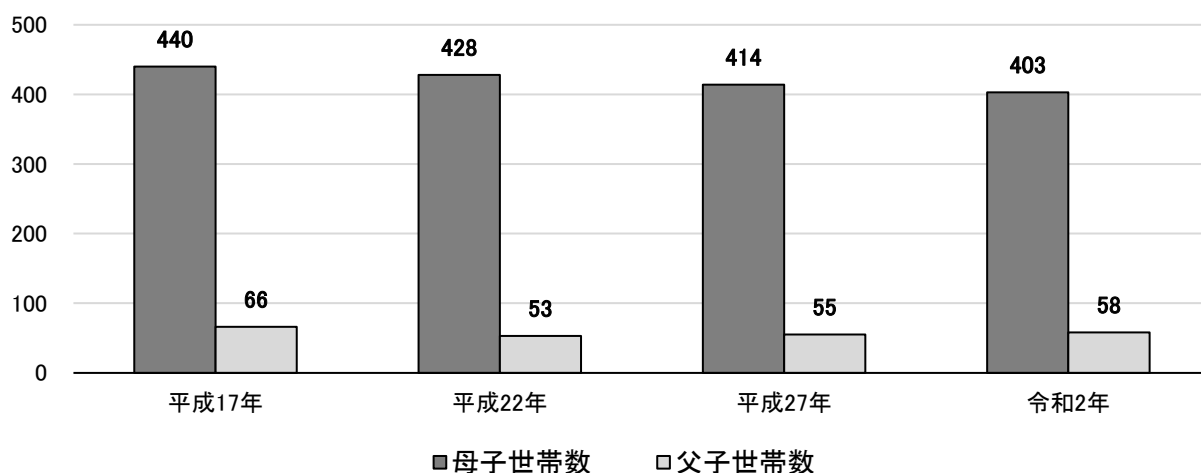
③ひとり親世帯の推移

母子世帯数は、平成17年以降減少しており、令和2年は403世帯となっています。また、父子世帯は若干の増減をしながら推移しています。

一般世帯に占めるひとり親世帯の推移をみると、すべての年において全国よりも高い水準で推移しており、徳島県と比較しても、同水準の平成27年を除くすべての年において高水準となっています。また、全国・徳島県・阿南市のいずれもひとり親世帯の割合は減少傾向にありますが、令和2年の阿南市の一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成17年の水準まで上昇していることがわかります。

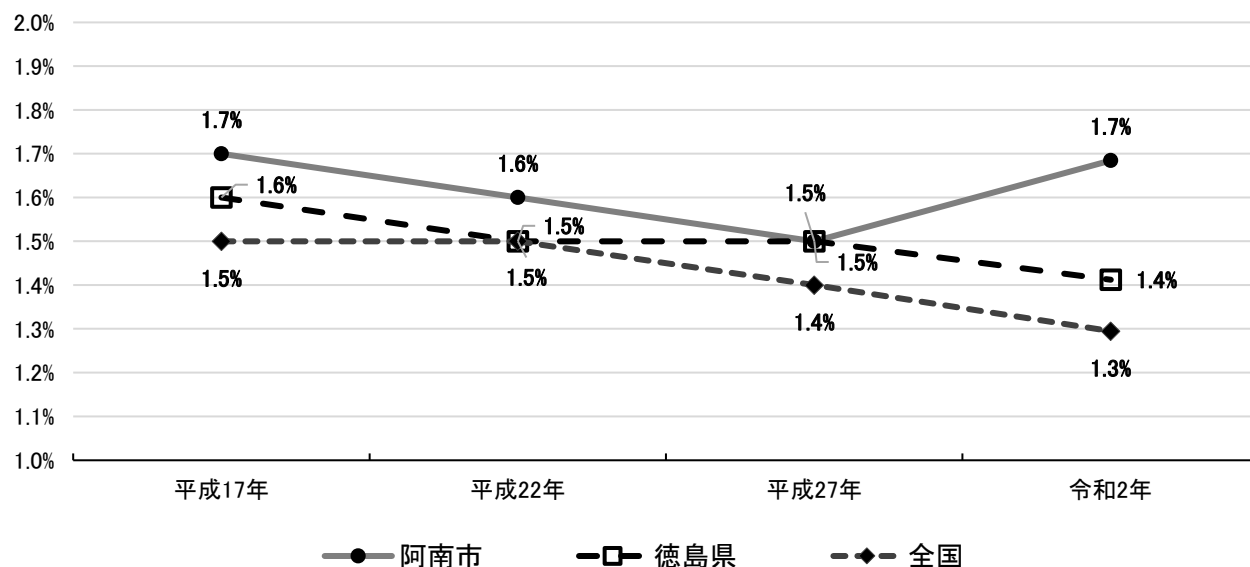
■母子世帯数・父子世帯数

(世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日）

■一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

④婚姻件数、離婚件数の推移

婚姻件数は、令和2年度から令和5年度まで減少していましたが、令和6年度は713件と前年度から約80件増加しています。また、離婚件数は、この5年間でみると、令和3年度には191件と一時的に増加しましたが、その他の年度では160件から170件台で推移しています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻件数 | 件 | 747 | 745 | 699 | 635 | 713 |
| 離婚件数 | 件 | 171 | 191 | 162 | 173 | 171 |

資料：阿南市（各年度実績）

（3）各種相談対応の状況

①児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待の相談対応件数について、令和6年度は合計で107件となっており、虐待の内容では、心理的虐待やネグレクト（養育・監護の放棄や放置すること。育児放棄）が多くなっています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体的虐待 | 件 | 34 | 24 | 32 | 29 | 18 |
| 性的虐待 | 件 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ネグレクト | 件 | 18 | 15 | 28 | 21 | 41 |
| 心理的虐待 | 件 | 34 | 51 | 46 | 54 | 45 |
| 合計 | 件 | 90 | 90 | 106 | 104 | 107 |

※令和2～5年度は警察、児童相談所等からの問合せ件数を含む

資料：阿南市（各年度実績）

②DV相談件数の推移

DV相談件数について、令和4年度は201件となりましたが、その後減少傾向にあり、令和6年度は134件とこの5年間で最少となっています。

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| DV相談（延べ） | 件 | 179 | 141 | 201 | 170 | 134 |

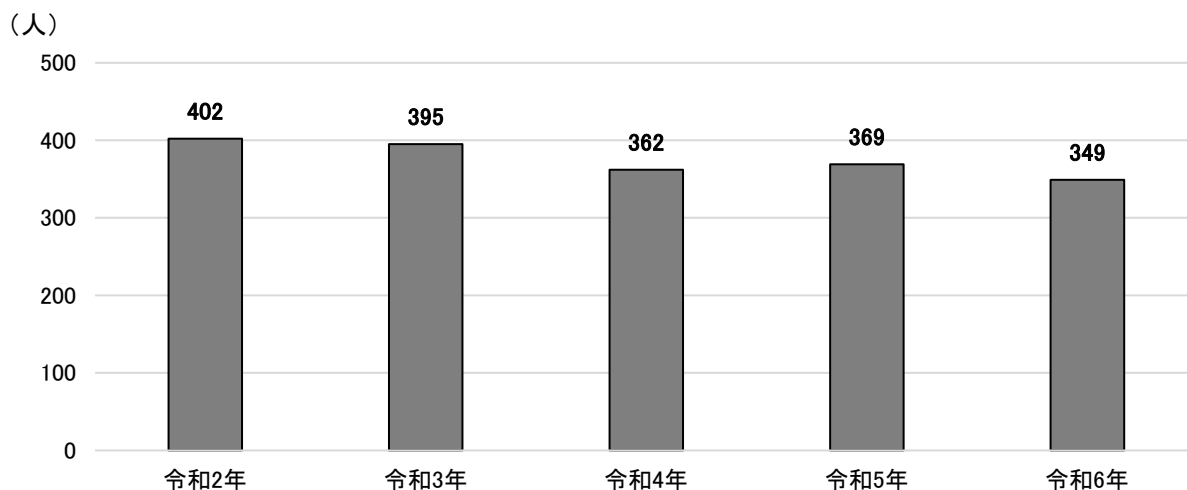
資料：阿南市（各年度実績）

(4) 出生の状況

令和2年以降の出生数の推移をみると、令和4年まで減少が続き、令和5年は微増しています。令和2年までは年間400人以上の子どもが生まれていましたが、令和3年以降は400人を下回るようになり、令和5年は369人となっています。

合計特殊出生率は平成30年から令和4年で1.49と、全国(1.33)や徳島県(1.46)と比べて高い水準となっています。

■出生数の推移



資料：徳島県人口移動調査年報

■合計特殊出生率

| | 平成15年～ 平成19年 | 平成20年～ 平成24年 | 平成25年～ 平成29年 | 平成30年～ 令和4年 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 阿南市 | 1.51 | 1.57 | 1.61 | 1.49 |
| 徳島県 | 1.33 | 1.41 | 1.5 | 1.46 |
| 全国 | 1.31 | 1.38 | 1.43 | 1.33 |

資料：人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率：「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する

(5) 就労の状況

①産業別（大分類）就業者

生産年齢人口の減少に伴って、就業者総数も減少傾向で推移しています。産業別就業者数の割合をみると、第一次・第二次産業については減少傾向にあり、第三次産業が増加しています。

■産業別（大分類）就業者割合

(単位：人)

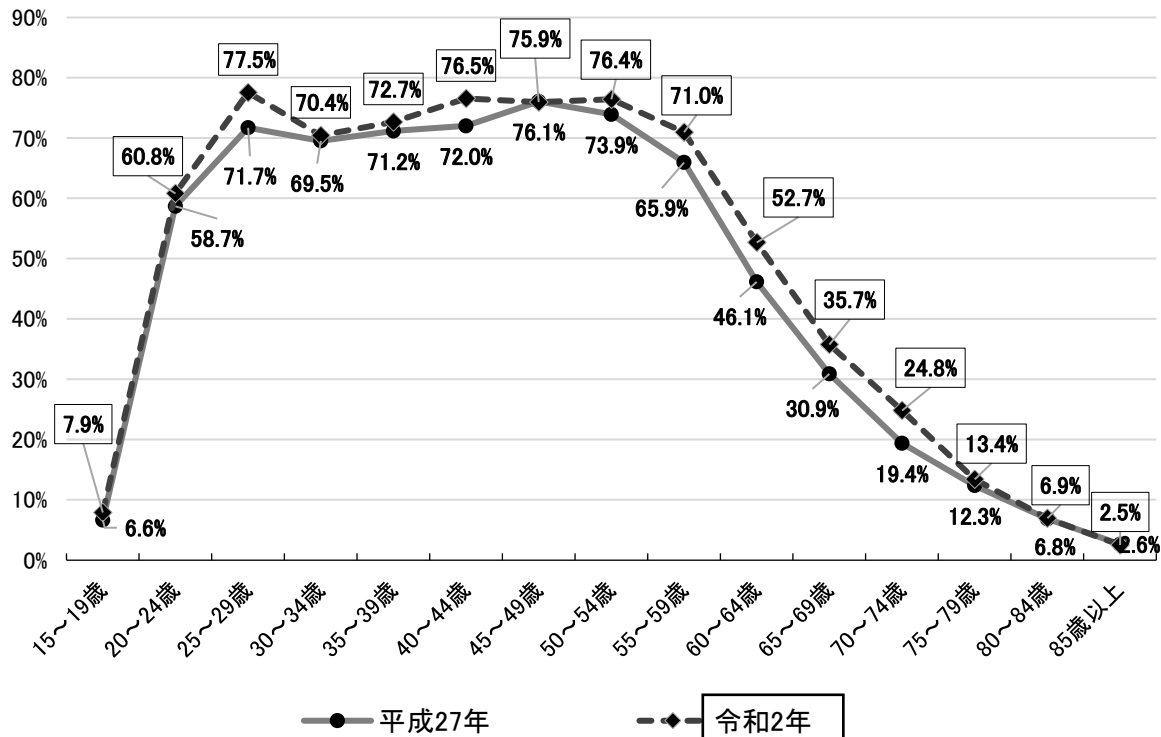
| 区分 | 総数 | 第一次産業 | | 第二次産業 | | 第三次産業 | |
|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 |
| 平成17年 | 36,143 | 4,006 | 11.1% | 11,201 | 31.0% | 20,936 | 57.9% |
| 平成22年 | 32,062 | 3,156 | 9.8% | 9,719 | 30.3% | 19,187 | 59.8% |
| 平成27年 | 32,625 | 3,213 | 9.8% | 9,902 | 30.4% | 19,510 | 59.8% |
| 令和2年 | 31,581 | 2,765 | 8.8% | 9,351 | 29.6% | 19,126 | 60.6% |

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

②女性の年齢階層別就業率

令和2年の女性の就業率はほとんどの世代において平成27年よりも高くなっています。特に、25～29歳の世代は77.5%と前回調査から5.8ポイント増加しています。

■女性の年齢階層別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

(6) 教育・保育施設の設置状況、利用状況等

① 幼稚園の設置状況、利用状況等

令和7年度において本市に設置されている幼稚園は、公立4箇所、私立2箇所の計6箇所となっています。この5年間に於いて在籍児童数は減少しており、令和7年度は203人となっています。

■ 幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

| | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数 | 公立 | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 私立 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 計 | 箇所 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 定員数 | | 人 | 635 | 635 | 635 | 410 | 380 |
| 在籍児童数 | | 人 | 333 | 292 | 293 | 255 | 203 |
| 充足率 | | % | 52% | 46% | 46% | 62% | 53% |

資料：阿南市（各年度5月1日）

② 保育所（園）の設置状況、利用状況

令和7年度において本市に設置されている保育所は公立13箇所、私立6箇所の計19箇所となっています。施設数、児童数も減少しており、在籍児童数は令和3年度の1,125人から令和7年度には832人まで減少しています。

■ 保育所（園）の設置数・定員数・在籍児童数の推移

| | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数 | 公立 | 箇所 | 16 | 16 | 16 | 13 | 13 |
| | 私立 | 箇所 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 計 | 箇所 | 22 | 22 | 22 | 19 | 19 |
| 定員数 | | 人 | 1,516 | 1,516 | 1,339 | 1,131 | 1,111 |
| 在籍児童数 | | 人 | 1,125 | 1,045 | 905 | 838 | 832 |
| 充足率 | | % | 74% | 69% | 68% | 74% | 75% |

資料：阿南市（各年度5月1日）

③認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、保護者が働いている・いないにかかわらず、小学校に就学する前のこどもの教育・保育を一体的に行う施設です。

令和5年度には新たに私立幼保連携型の私立認定こども園が開園し、施設数は8箇所となりました。また、児童数について、長時部（保育所部分）は令和7年度647人となっており、定員数に対する充足率が86%と、前年度に続き割合が高くなっています。

■認定こども園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

| | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | |
|---------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 設置数 | 幼保連携型（公立） | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | 幼保連携型（私立） | 箇所 | / | / | 1 | 1 | 1 | |
| | 幼稚園型（私立） | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 保育所型（公立） | 箇所 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | |
| | 計 | 箇所 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 | |
| （公立） 幼保連携型 | 長時部 （保育所部分） | 定員数 | 人 | 70 | 70 | 70 | 70 | / |
| | | 在籍児童数 | 人 | 53 | 49 | 45 | 37 | / |
| | 短時部 （幼稚園部分） | 定員数 | 人 | 20 | 20 | 20 | 20 | / |
| | | 在籍児童数 | 人 | 1 | 1 | 2 | 2 | / |
| （私立） 幼保連携型 | 長時部 （保育所部分） | 定員数 | 人 | / | / | 135 | 135 | 135 |
| | | 在籍児童数 | 人 | / | / | 118 | 138 | 131 |
| | 短時部 （幼稚園部分） | 定員数 | 人 | / | / | 15 | 15 | 15 |
| | | 在籍児童数 | 人 | / | / | 3 | 6 | 8 |
| 幼稚園型 | 長時部 （保育所部分） | 定員数 | 人 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 20 | 22 | 22 | 25 | 29 |
| | 短時部 （幼稚園部分） | 定員数 | 人 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 115 | 115 | 111 | 114 | 103 |
| 保育所型 | 長時部 （保育所部分） | 定員数 | 人 | 639 | 639 | 639 | 539 | 583 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 484 | 465 | 461 | 464 | 487 |
| | 短時部 （幼稚園部分） | 定員数 | 人 | 80 | 80 | 80 | 70 | 76 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 16 | 14 | 9 | 11 | 11 |
| 計 | 長時部 （保育所部分） | 定員数 | 人 | 739 | 739 | 874 | 774 | 748 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 557 | 536 | 646 | 664 | 647 |
| | | 充足率 | % | 75% | 73% | 74% | 86% | 86% |
| | 短時部 （幼稚園部分） | 定員数 | 人 | 220 | 220 | 235 | 225 | 211 |
| | | 在籍児童数 | 人 | 132 | 130 | 125 | 133 | 122 |
| | | 充足率 | % | 60% | 59% | 53% | 59% | 58% |

資料：阿南市（各年度5月1日）

④地域型保育事業の実施状況

「地域型保育事業」とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、こどもたちの成長を支援するために、認可保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0 歳から 2 歳児までのこどもを預かる事業です。

本市では「小規模保育事業」が実施されており、令和 7 年度の設置数は 3 箇所となっています。在籍児童数についても、令和 7 年度は 55 人と定員数に近い在籍児童者数で推移しています。

■地域型保育事業の設置数・定員数・在籍児童数の推移

| | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小規模保育事業設置数 | | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 小規模保育事業 | 定員数 | 人 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| | 在籍児童数 | 人 | 34 | 51 | 58 | 61 | 55 |

資料：阿南市（各年度 5 月 1 日）

⑤認可外保育施設の状況

本市には、企業主導型の認可外保育施設が 2 箇所設置されています。令和 7 年度の利用者は 48 人で、令和 3 年度から横ばい状態で推移しています。

■認可外保育施設数・児童数の推移

| | | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置数 | 認可外保育施設 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 認可外 保育施設 | 定員数 | 人 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| | 在籍児童数 | 人 | 52 | 49 | 48 | 47 | 48 |

資料：阿南市（各年度 5 月 1 日）

⑥待機児童数の推移

国が定めた基準による本市の待機児童数は、令和 2 年に 6 人発生しましたが、令和 2 年及び令和 3 年に小規模保育事業の施設整備を行い、新たな保育の受け皿を確保することができたため、令和 3 年以降は待機児童数 0 人となっています。

■待機児童数の推移

| | 単位 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 待機児童数 | 人 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

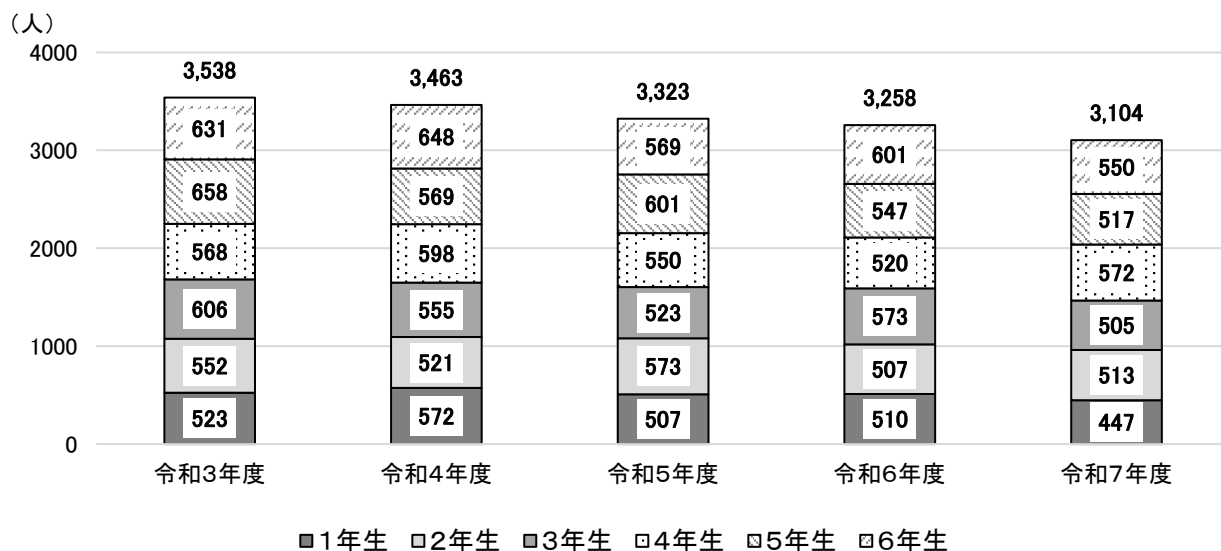
資料：阿南市（各年 4 月 1 日）

(7) 就学児童・生徒の状況

① 小学校、中学校

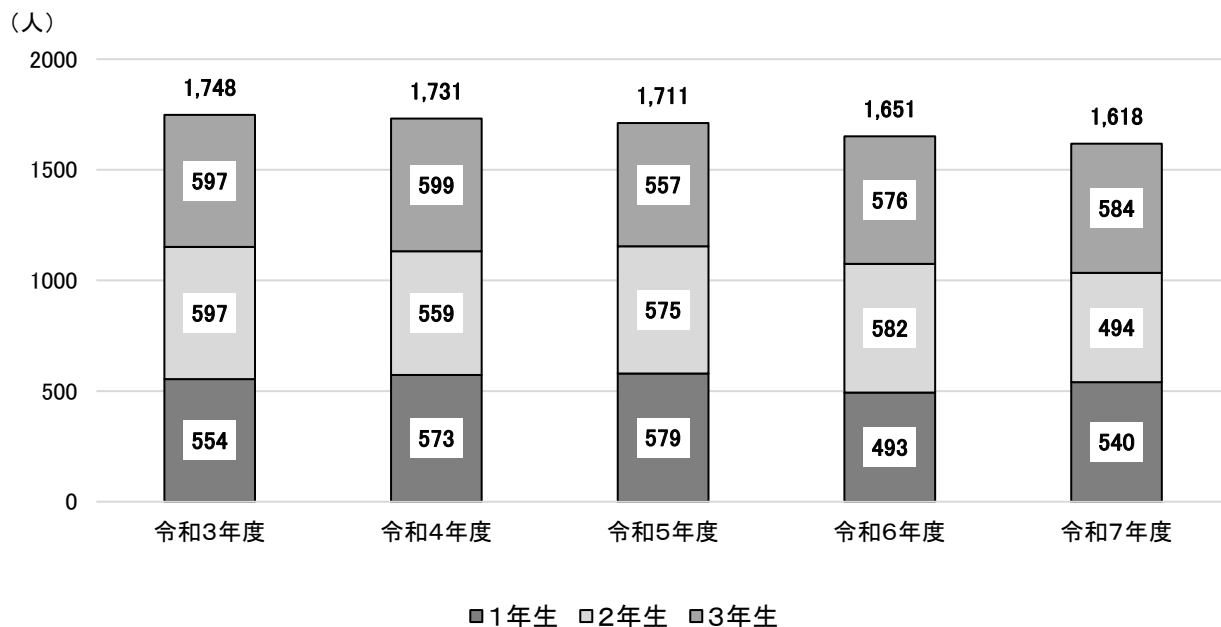
令和7年度現在、市内には小学校21校、中学校9校（市立8校、県立1校）が開設されています。児童・生徒数は緩やかに減少しています。

■ 市立小学校児童数の推移



資料：阿南市教育委員会（各年度5月1日）

■ 市立中学校生徒数の推移



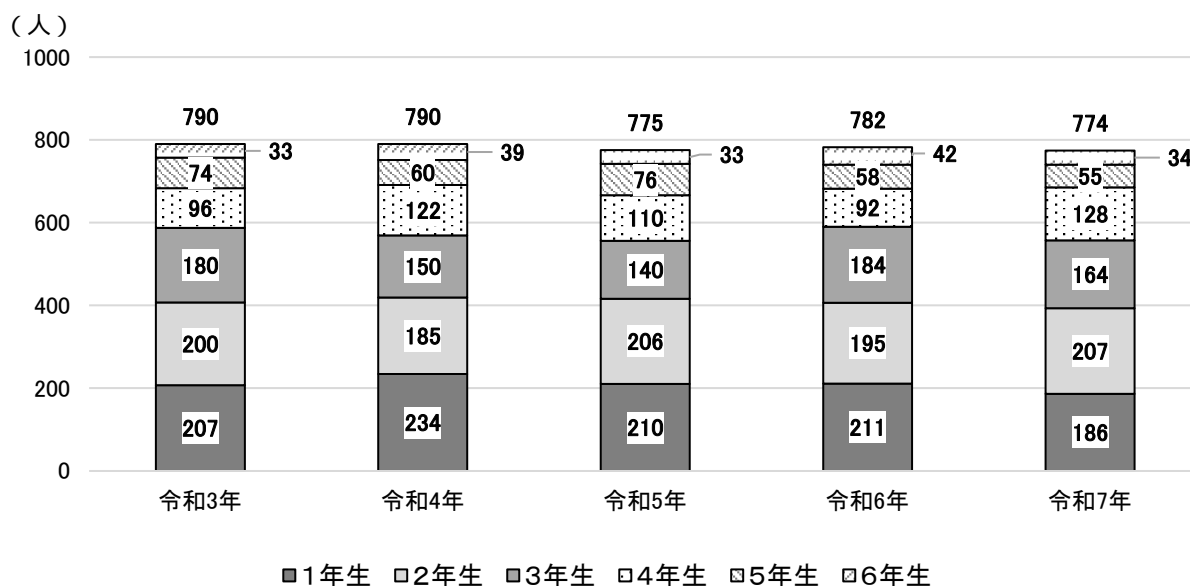
資料：阿南市教育委員会（各年度5月1日）

②放課後児童クラブ、児童館

放課後児童クラブの登録者数は、この5年間はほぼ同水準で推移しています。

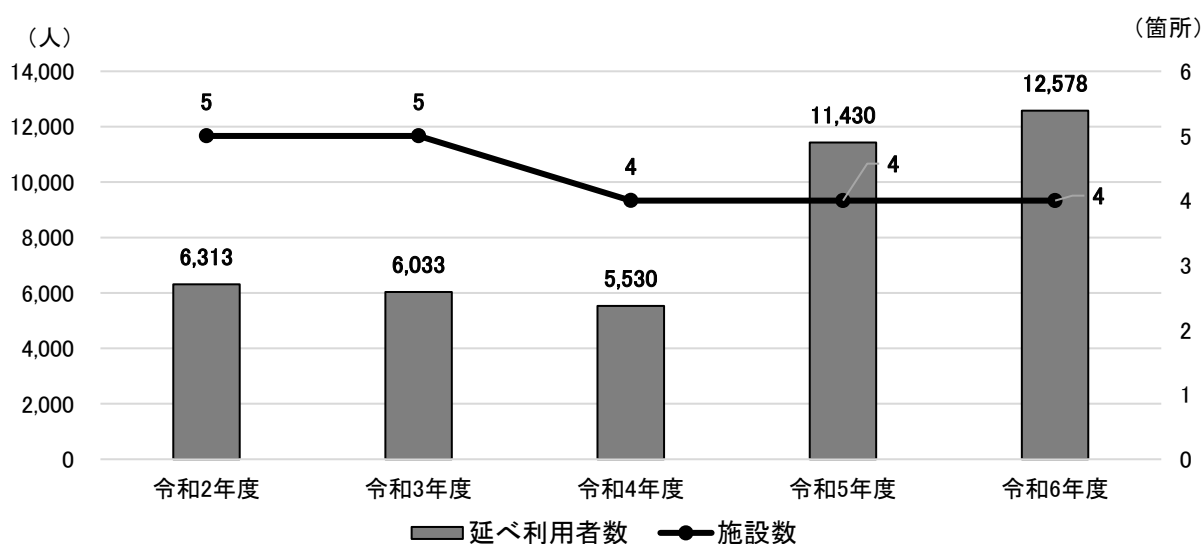
また、健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館を市内4箇所に開設しています。延べ利用者数は、コロナの影響もあり減少傾向で推移していましたが、令和5年度以降はコロナ前（平成30年度 12,505人）の利用水準まで回復しています。

■放課後児童クラブの登録者数の推移



資料：阿南市（各年度4月1日）

■児童館の開設数、延べ利用者数の推移



資料：阿南市（各年度における実績）

(8) こどもの貧困の状況

本市の現状として、生活保護受給率及び児童扶養手当受給者数は年々減少傾向にあります。就学援助受給率について、令和6年度は13.57%となっています。

■生活保護受給率

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数 | 865 | 864 | 838 | 821 | 815 |
| 被保護実人員 | 1,153 | 1,139 | 1,090 | 1,060 | 1,044 |
| 教育扶助人員 | 74 | 70 | 61 | 55 | 49 |
| 保護率 | 16.1% | 16.5% | 15.9% | 15.8% | 15.8% |

資料：阿南市（各年度平均）

《参考》徳島県 保護率 17.3%（令和7年1月）

■児童扶養手当受給者数

(単位：人)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 受給者数 | 466 | 440 | 421 | 407 | 385 |
| 受給対象児童数 | 733 | 679 | 651 | 647 | 614 |

資料：阿南市（各年3月31日）

■就学援助受給率

(単位：人)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 児童数 | 3,641 | 3,538 | 3,463 | 3,323 | 3,258 |
| | 要保護児童数 a | 46 | 43 | 40 | 31 | 27 |
| | 準要保護児童数 b | 470 | 456 | 455 | 410 | 395 |
| | ①計 (a+b) | 516 | 499 | 495 | 441 | 422 |
| | 援助率 | 14.17% | 14.10% | 14.29% | 13.27% | 12.95% |
| 中学校 | 生徒数 | 2,007 | 1,987 | 1,960 | 1,930 | 1,860 |
| | 要保護生徒数 a | 29 | 29 | 24 | 27 | 24 |
| | 準要保護生徒数 b | 277 | 281 | 284 | 286 | 249 |
| | ②計 (a+b) | 306 | 310 | 308 | 313 | 273 |
| | 援助率 | 15.25% | 15.60% | 15.71% | 16.22% | 14.67% |
| 児童生徒数合計 | | 5,648 | 5,525 | 5,423 | 5,253 | 5,118 |
| ①+② | | 822 | 809 | 803 | 754 | 695 |
| 援助率 | | 14.55% | 14.64% | 14.81% | 14.35% | 13.57% |

資料：阿南市教育委員会（各年度実績）

※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市教育委員会が定めた基準に基づき認定した者の数

《参考》徳島県の要保護・準要保護認定援助率 12.49%（令和5年度）

2 こども・若者と子育て支援に関する市民の意識調査

(1) アンケート調査概要

本計画を策定するにあたり、令和5年度から令和7年度にかけて、6種類のアンケート調査を実施し、それらの結果を基礎資料としています。

なお、アンケート結果については、抜粋したものを資料編(P.82～)に掲載しています。

■令和5年度実施

【子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査】

| | 未就学児童 | 小学生 |
|-------|--|---|
| 調査地域 | 阿南市全域 | |
| 調査対象者 | 阿南市内在住の0～6歳の未就学のこどものいる世帯 (令和5年11月末現在) | 阿南市内の小学校に通う2年生、4年生のこどものいる世帯 (令和5年11月末現在) |
| 抽出方法 | 調査対象者の中から無作為抽出 | |
| 調査時期 | 令和5年12月11日～12月22日 | |
| 調査方法 | 郵送での配布・回収またはwebでの回答 | 学校を通じての配布・回収 |
| 配布数 | 1,000件 | 1,122件 |
| 有効回収率 | 520件 (52.0%) | 979件 (87.3%) |

【子どもの生活状況調査】

| | 小学生 | 中学生 | 保護者 |
|-------|-------------------|--------------|--------------|
| 調査地域 | 阿南市全域 | | |
| 調査対象者 | 阿南市内小学校の5年生 | 阿南市内中学校の2年生 | 対象者児童生徒の保護者 |
| 抽出方法 | 小学生・中学生の対象学年在籍者全数 | | |
| 調査時期 | 令和5年12月11日～12月22日 | | |
| 調査方法 | 学校を通じての配布・回収 | | |
| 配布数 | 605件 | 600件 | 1,205件 |
| 有効回収率 | 533件 (88.1%) | 476件 (79.3%) | 980件 (81.3%) |

■令和6年度実施

【子ども・子育て支援、子どもの貧困に関する調査】

| | 幼稚園、保育関係施設 | 子育て支援関係団体・機関 |
|-------|---------------------------------|--|
| 調査対象者 | 市内の公立・私立保育園・保育所、幼稚園、認定こども園の代表者 | 市内の放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、児童養護施設、ファミリー・サポート・センター、ボランティア団体等の代表者 |
| 調査時期 | 令和6年6～7月 | |
| 調査方法 | 郵送・電子メールによる配布—郵送・FAX・電子メールによる回収 | |
| 配布数 | 39件 | 36件 |
| 有効回収率 | 32件 (82.1%) | 22件 (61.1%) |

【子どもの貧困に関する調査】

| | 教育関係施設 | 福祉関係機関 |
|-------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 調査対象者 | 市内の市立小・中学校等教育関係施設の代表者 | 市内の福祉関係施設（社協・障がい児通所支援事業所・子ども食堂等）の代表者 |
| 調査時期 | 令和6年6～7月 | |
| 調査方法 | 郵送による配布—ウェブ（電子申請）・郵送・FAXによる回収 | 郵送・電子メールによる配布—ウェブ（電子申請）による回収 |
| 配布数 | 31件 | 28件 |
| 有効回収率 | 31件 (100%) | 10件 (35.7%) |

■令和7年度実施

【こども・若者の意識と生活に関する調査】

| | 中学生 | 市民 |
|-------|----------------|---|
| 調査地域 | 阿南市全域 | |
| 調査対象者 | 阿南市立中学校の2年生 | ①高校生世代～29歳程度の市民 ②18～29歳までの市職員 ③富岡西高校ワークショップ参加者 |
| 抽出方法 | 対象学年在籍者全数 | ①市民：住民基本台帳より無作為抽出 ②市職員：対象者全数 ③富岡西高校：対象者全数 |
| 調査時期 | 令和7年7月4日～7月18日 | ①市民 令和7年7月9日～7月29日 ②市職員 令和7年7月9日～9月1日 ③富岡西高校 令和7年7月14日～7月18日 |
| 調査方法 | 学校を通じた配布・WEB回答 | ①市民：郵送での配布・WEB回答 ②市職員：庁内での配布・WEB回答 ③富岡西高校：学校を通じた配布・WEB回答 |
| 配布数 | 494件 | 2,133件 (市民：2,000件、市職員：112件 富岡西高校：21件) |
| 有効回収率 | 394件 (79.8%) | 464件 (21.8%) |

【不登校・ひきこもり支援者調査】

| | |
|-------|----------------------|
| 調査地域 | 阿南市全域 |
| 調査対象者 | 阿南市内の不登校・ひきこもり支援団体の方 |
| 抽出方法 | 対象団体に勤務されている方を全数調査 |
| 調査時期 | 令和7年9月5日～9月26日 |
| 調査方法 | 郵送での配布・WEB回答 |
| 配布数 | 24件 |
| 有効回収率 | 21件 (87.5%) |

3 こどもまんなか社会の実現に向けた課題整理

アンケート調査結果などをもとに、本市がこどもまんなか社会の実現をめざすうえでの課題を整理します。

(1) こども・若者の意見表明

【意見表明権の認知度】

- こどもの意見表明権について「知らなかった」と回答した人の割合が15～29歳で半数を超えています。(資料編P.94)
- こどもや若者の意見を聞き取り施策に反映することを求められている中で、今後は、その権利があることを認知してもらうための取組を進める必要があります。

【意見表明の方法】

- 「スマホなどから意見や考えを簡単に気軽に伝えるようにする」が中学生、15～29歳ともに最も高くなっています。(資料編P.95)
- こどもや若者が気軽に自分の意見を表明し、スマートフォンからでも社会に参加できる仕組みづくりが求められています。

(2) こども・若者の健やかな成長への支援

【こども・若者の居場所づくり】

- 安心できる場所は「自分の部屋」と「家庭(実家や親族の家を含む)」が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて約9割となっています。(資料編P.96上)
- 国の課題認識として、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているとされていることから、自分の部屋や家庭といった私的空間だけでなく、地域の中でも安全・安心と感じてもらえる居場所づくりを進めていく必要があります。
- 学齢期は社会性の発達や心身の成長が著しい時期であることから、学校教育とともに放課後、長期休暇中等におけるこどもの健全な育成を図るため、学習や遊びのほか、多様な体験・交流活動のための機会を提供していく必要があります。

【不登校・ひきこもりの状態にある方への支援】

- 不登校・ひきこもり支援団体関係者の意見では、利用者の自尊感情の低下をはじめ、多様なニーズや個々の発達段階・特性に応じた支援を適切に行うことの難しさが挙げられています。
- 不登校・ひきこもりの状態にある当事者本人の意思や考えを尊重しつつ、社会の中で孤立しないように、家庭、教育機関、医療機関、行政、不登校・ひきこもり支援団体などが互いに相談・連携を図りながら、適切な支援が行えるようにしていく必要があります。

(3) 困難な環境にあるこども・若者や家庭の支援

【こども・若者が抱える困難】

- 若者が孤独を感じた経験、社会生活・日常生活を円滑に送れなかった経験がある方が一定数います。(資料編 P.96、P.97)
- 若者が社会適応に多様な課題を抱えていることが窺え、包括的な相談支援や社会参画への支援が必要になります。

【困難を抱える家庭とこども・若者への影響】

- 生活状況が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、等価世帯収入別で見ると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高くなっています。また、そのような経済的に困窮している家庭では、必要な食料や衣料が買えない経験があることや、進学費用や教育費の問題からこどもの将来の進路の幅が狭まっている状況がみられます。(資料編 P.87～P.89)
- こども・若者にとって、保護者の経済状況や婚姻状況の違いで、生活面、学習面、進学機会などで不利な状況に置かれることは、その後の人生に影響を及ぼすことにもなります。
- 教育の機会均等を図ることをはじめ、経済的支援や家庭環境の改善に向けた支援などを通じて、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備していく必要があります。

【支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への対応】

- 教育・施設関係者の意見では、「貧困状態にあるだろう」ということを感じていても、保護者に対しては、見守る、こどもの状態を把握するという形でしか支援ができていないのが現状との意見が出されています。
- 困難な状況にあるこども・若者やその保護者は場合によって、支援を拒むことや困難な状況を隠すこともあり、支援にあたっては、こども・若者や保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげていく必要があります。

(4) 結婚、妊娠・出産、子育てへの希望

【こども・若者の結婚観・子育て観とその希望を叶える環境づくり】

- 「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」が7割弱となっています。また、20年後のビジョンとして「こどもを育てている」が6割となっており、若者の結婚やこどもを育てることに対する意識は高いことを示しています。(資料編 P.97、P.98)
- 妊娠・出産、子育ての希望を叶えるためには、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や個々の状況に寄り添った支援を行い、親の育児不安・負担の軽減を図るなど、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めていくことが必要です。

(5) 地域全体での子育て支援

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制】

- 母親の就業率が8割を超えていることから、保育・子育てニーズに備えた支援体制を整備することが重要です。(資料編 P.82)
- 一方で、需要ニーズは地域差が生じることがあるため、量の見込みと確保の方策を定めるとともに、保育士などの職員の人材確保に向けた取組を進め、質を確保していく必要があります。

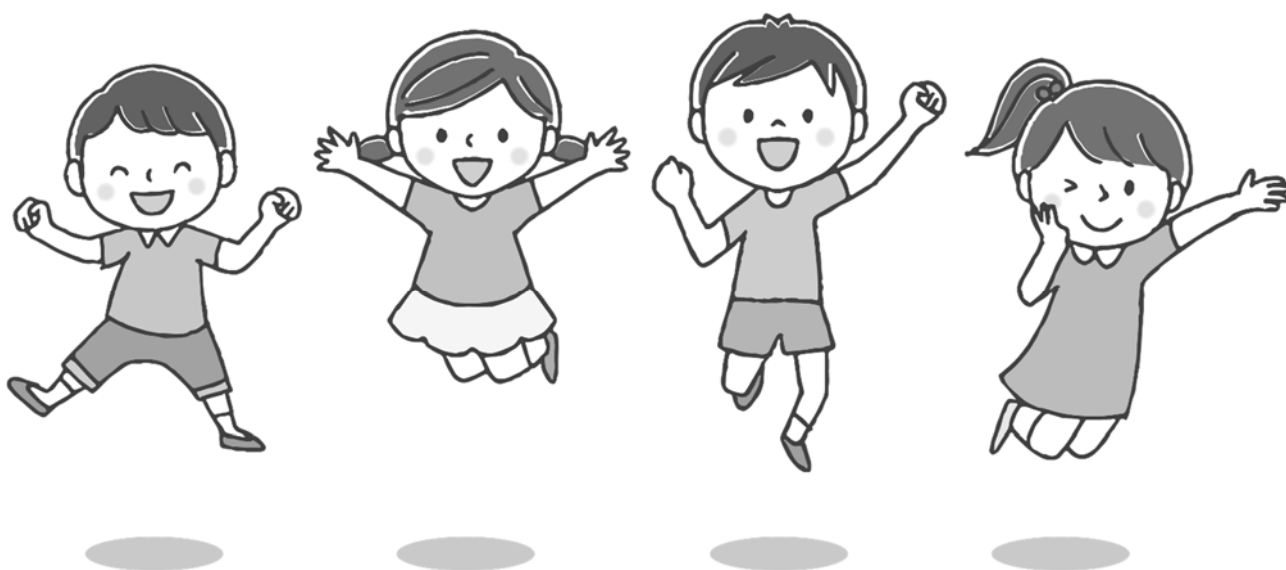
【ワーク・ライフ・バランス】

- 保護者が子育てに不安や負担を感じる理由として、「仕事と子育ての両立が難しいから」が5割を超えています。また、育児休業を取得していない理由として、職場に育児休業の制度がないことや、育児休業を取りにくい雰囲気があることが挙げられています。(資料編 P.83、P.84)
- 子育てに関する保護者の不安や負担を軽減するためにも、性別を問わず、育児休業の取得や短時間勤務の促進など子育てに優しい職場づくりに向けた取組を進めていくことが重要となります。

1 基本理念

「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生

阿南市では、こども・若者は未来を創るかけがえのない存在と位置づけ、こども・若者一人ひとりが自分らしく心豊かに成長できるよう、その権利を尊重し、保護者はもちろん、地域社会全体で応援する取組を推進します。さらに、この取組を通じて、阿南市民が社会的価値を創造し、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる、笑顔あふれるまちづくりをめざします。



2 計画の基本目標と体系

本計画の基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標とそれに紐づく評価指標を設定し、目標達成に向けて総合的な施策の展開を推進します。

なお、評価指標について、基本目標1～4は令和7年度実施の市内の中学2年生を対象としたアンケート調査結果、基本目標5は令和5年度実施の未就学児保護者と小学生保護者を対象としたアンケート調査結果に基づき設定しています。

基本目標1 こども・若者の権利を大切にします

「こどもまんなか社会」の実現がめざされる中、その実現に向けてはこども・若者の権利が守られることが重要となります。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明でき、その意見が尊重され、実現できる環境づくりに努めていきます。

| KPI (評価指標) | 実績値 (令和7年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--|----------------|-----------------|
| こどもが意見を表明する権利について、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合 | 21.1% | 100% |

基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長を支援します

こども・若者の健やかな成長に向けて、学校における教育環境の充実をはじめ、児童館やこども食堂での多様な体験活動の提供など、学校・家庭・地域が連携して、こども・若者の成長を支える体制づくりを推進します。

また、いじめ、不登校・ひきこもりの状態にある方、障がいのある方など、こども・若者を取り巻く状況に応じたきめ細かな支援を行うことで、すべてのこども・若者が幸せな状態で、自分らしく社会生活を営めるように支援していきます。

| KPI (評価指標) | 実績値 (令和7年度) | 目標値 (令和11年度) |
|---|----------------|-----------------|
| 今の自分が「幸せだと思う」※と回答した割合 ※「そう思う」と回答した割合 | 58.4% | 70.0% |

基本目標3 困難な環境にあるこども・若者や家庭を支援し、良好な成育環境を確保します

経済状況や婚姻状況などの家庭環境の違いによって、こども・若者が生活面、学習面、進学機会などで不利な状況に置かれることは、将来的な貧困の連鎖を生むとともに、「こどもまんなか社会」の実現を阻害することにもつながります。

たとえ、困難な環境であっても良好な成育環境を確保できるように、就学援助や児童扶養手当などの経済的支援を行うほか、ひとり親家庭、虐待リスクのある家庭、ヤングケアラーなどの困難かつ複合的な課題を抱えるこども・若者や家庭に対して重層的な支援を行い、適切な支援が届くように努めていきます。

| KPI (評価指標) | 実績値 (令和7年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--------------------------|----------------|-----------------|
| 自分の将来について、「希望がある」と回答した割合 | 37.6% | 50.0% |

基本目標4 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるまちづくりをめざします

少子化対策を進めるうえで、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を持つ若者の意思を尊重し、若者自らの主体的な選択により、結婚や、こどもを産み、育てることに希望が持てるよう、社会全体で若い世代を支えていくことが重要となります。

この少子化対策を実効性のあるものとするために、結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を総合的に行い、それぞれの若者が持つ希望を叶えることができるまちづくりを進めます。

| KPI (評価指標) | 実績値 (令和7年度) | 目標値 (令和11年度) |
|----------------------------|----------------|-----------------|
| 大人になった時に「こどもを育てている」と回答した割合 | 58.4% | 80.0% |
| 大人になった時に「結婚している」と回答した割合 | 61.0% | 80.0% |

基本目標5 子育て環境を整備し、地域全体で子育て世帯を支援します

保護者・養育者などの子育て当事者にとって、子育てはこどもの誕生前から始まるものであり、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで切れ目なく支援することが重要となります。

子育て当事者が、教育・保育施設や職場などの身近な場所でサポートを受けながら、どのような状況でも安心感を持ってこどもを産み育てられる環境を整備することで、子育ての不安や孤立感の軽減を図り、自信や喜びを感じながら子育てができるように地域全体で支援していきます。

| KPI (評価指標) | 実績値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--|----------------|-----------------|
| 阿南市は「子育てしやすい」※と回答した割合 ※「とても子育てしやすい」と「どちらかという子育てしやすい」の合計 | 79.0% | 90.0% |

■阿南市こども計画 施策の体系

【基本理念】

「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生

| 基本目標 | 施策項目 |
|---|--|
| <p>基本目標 1 こども・若者の権利を大切にします</p> | <p>(1) こどもの権利の普及啓発の推進</p> <p>(2) こども・若者の意見表明・社会参画の推進</p> |
| <p>基本目標 2 すべてのこども・若者の健やかな成長を支援します</p> | <p>(1) こども・若者の居場所づくりの推進</p> <p>(2) 学校・家庭・地域教育の充実</p> <p>(3) 様々な課題や事情を抱えたこども・若者への支援</p> |
| <p>基本目標 3 困難な環境にあるこども・若者や家庭を支援し、良好な成育環境を確保します</p> | <p>(1) 経済的支援や相談支援体制の充実</p> <p>(2) 児童虐待防止対策の強化</p> |
| <p>基本目標 4 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるまちづくりをめざします</p> | <p>(1) ライフデザイン形成に向けた支援</p> <p>(2) 妊娠・出産への支援</p> <p>(3) こども・若者の健康を守る取組の推進</p> |
| <p>基本目標 5 子育て環境を整備し、地域全体で子育て世帯を支援します</p> | <p>(1) 子育て支援の充実</p> <p>(2) こども・若者、子育て家庭の安全・安心を守る取組の推進</p> <p>(3) 仕事と家庭の両立の支援</p> |

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利を大切にします

(1) こどもの権利の普及啓発の推進

こどもの意見表明権の認知度を高めるために、こどもの意見表明権や人権について学習する機会を設け、こども・若者も権利の主体であることを理解してもらうための取組を推進していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------|--|
| こどもの人権の尊重 | <p>保育所・幼稚園・小中学校では、人権尊重の精神の涵養*を図るとともに、一人ひとりを大切にできる教育を推進し、すべてのこどもの自立と自己実現に向け連携を図っています。</p> <p>こどもに対し、いかなる差別もなしに権利を尊重し、確保することを定める「児童の権利に関する条約」の趣旨に則り、こどもの人権に関する教育・啓発活動を学校・地域等の場や機会を通じ推進するとともに、児童虐待、いじめ等が社会問題となっている現状から、こどもの人権を守る相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>*涵養(かんよう):水が自然と浸み込むように、無理をせずゆっくりと養い育てること。</p> |
| 「こどもの権利」学習 | <p>「こども」の人権課題について、発達段階に応じた学習をします。また、毎月第一日曜日を「家庭人権学習の日」とし、家庭で人権について考える機会を設けます。</p> |

(2) こども・若者の意見表明・社会参画の推進

こども・若者の社会参画を進めるために、こども・若者が意見を表明しやすい場を整備し、そこで寄せられた意見が尊重、反映される環境づくりを推進していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|-------------------|---|
| こどもが意見を表明しやすい環境整備 | こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、意見は各種審議会等において活用するなど、意見を政策に反映させられるような仕組み作りを整えます。 |
| こどもの意見表明の場への参加 | 小学校では児童会、中学校では生徒会で学校全体の活動や行事、校則の見直しなどについて意見を交わします。また、各種アンケート等で意見を表明する機会を設けます。 |
| 校則の見直し | 時代や社会の変化に合わせ、児童生徒の人権や多様性を尊重し、自主性を育みます。また、児童生徒、保護者、教職員が協力し、納得できるルール作りをめざし取り組みます。 |



基本目標 2 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援します

(1) 子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が生きていくうえで、人とのつながりを形成したり、孤独・孤立を解消したりするためにも、居場所と思える場所を持つことが大切になります。

居場所は、子ども・若者本人が決めることを前提としつつ、放課後児童クラブや児童館、子ども食堂などと連携しながら、地域の中でも安全・安心と感じてもらえる居場所づくりを推進していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|----------------|---|
| 放課後児童健全育成事業の充実 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かり、授業終了後等に適切な遊びと生活を支援し健全育成を図ります。学校再編等の状況を踏まえ、運営委員会や関係各所と連携しながら、児童クラブの適切な開設場所の確保に努めるとともに希望する児童クラブについては事業者への民間委託を進め、保護者の負担を軽減します。 |
| 児童館事業の実施 | 18歳までの子どもが自由に利用できるよう、地域のニーズに合わせた専門職員の配置により適切な運営を行うことで、子どもの心身の成長を支援します。 |
| 子ども食堂への支援 | 地域住民が主体となって展開する「子ども食堂」の持続可能な運営体制を整備し、地域コミュニティの強化を推進します。 子ども食堂の活動を支援するネットワークを構築し、民間の自主的かつ自発的な取組を後押しすることにより、「子どもの貧困対策」と「地域の活動拠点づくり」に取り組みます。 |
| 子ども第三の居場所事業の実施 | 様々な困難や課題を抱えている子どもたちに対し、学校や家庭以外の居場所を提供し、子どもとその家庭の置かれている状況等に応じて、基本的な生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、体験活動の提供及び関係機関と連携した支援を包括的に実施することにより、すべての子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長していく力を育みます。 |
| 公共施設における居場所の整備 | 新たな公共施設の整備や既存施設の改修時には、子どもの意見やニーズを反映させた、子どもの居場所を含む多機能な空間設計を検討します。地域の特性や子どもの年齢に応じた多様な居場所を創り、安全で快適な環境を提供することで、子どもの健全な成長を支援します。 |

(2) 学校・家庭・地域教育の充実

一人ひとりが健やかに成長するためには、幼児期から学童期にかけて、基本的な生活習慣の定着や学力・体力の向上を図ることが大切になります。

教育・保育施設や学校、家庭、地域が連携し、それぞれの場所で多様な学びや体験活動をしてもらうことで、健やかな成長を支援していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|-----------------|---|
| 教育・保育施設と小学校との連携 | <p>教育・保育施設において基本的な生活習慣や、学びが小学校教育につながるよう指導内容や目標を調整しています。また、体験入学や行事を通じて小学校の環境、先生及び上級生に慣れるようにしています。教育・保育施設での要録を小学校に送り、児童一人ひとりの特性や学習状況について情報を共有しています。さらに、就学時には、就学先の小学校と連絡会をもち、それまでの育ち等について共有し、よりよい就学につなげています。</p> |
| 確かな学力の向上 | <p>未来社会の作り手となるために必要な資質能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。また、家庭との連携を一層密にし、家庭学習習慣及び読書習慣の確立を推進します。</p> <p>問題解決学習・体験学習・ICTの活用など、指導方法の工夫・改善を推進するとともに、必要に応じて放課後や長期休業日中の補充学習を行います。</p> <p>「家庭学習の手引き」や「家庭学習の友（家庭学習ノート）」の活用を図るとともに、適宜、評価やアドバイスをを行い、こどもの家庭学習を支援します。</p> <p>朝読書や読み聞かせ、学校図書館の積極的な活用等に取り組むことにより、学校における読書の時間を確保するとともに、学校図書館サポーターの配置により、ブックトークなど多様な読書活動や学習活動における本の積極的な利用を推進します。</p> |
| 豊かな心の育成 | <p>道徳教育の推進体制を充実し、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて児童・生徒の道徳性を育てていきます。</p> <p>よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、「特別の教科道徳」において問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習、地域教材を取り入れた学習等を適切に取り入れた指導方法の工夫改善を行います。</p> <p>道徳科の授業参観を実施するとともに、学校・学級便り等で道徳教育の取組について広報することにより、保護者や地域の人に道徳教育の大切さや家庭における道徳教育のあり方についての周知を図ります。</p> |

| 施策名 | 施策の内容 |
|--------------|--|
| 健やかな体の育成 | <p>保護者・関係機関等とのより一層の連携を図り、基本的な生活習慣及び運動習慣の確立を図ります。</p> <p>各学校に食育リーダーを配置し、栄養教諭との連携を図り、学校教育活動全体を通じた食育を推進します。食育パワーアップ作戦・生活習慣アンケートを実施し、体系的、系統的な食育の充実を図ります。</p> <p>各校で全国体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上計画を作成・実践・評価することにより、体力・運動能力及び運動習慣の向上を図ります。</p> |
| 開かれた学校づくり | <p>幼稚園では学校評議員制度の実施、小学校・中学校で学校運営協議会を設置し、学校、家庭、地域社会の連携・協力体制の強化を図ります。</p> |
| 家庭教育への支援 | <p>保育所、幼稚園、小学校、中学校において参観日等の保護者が集まる機会を捉え、乳幼児期から思春期の子育てなどについての講演会、意見交換会等を開催し家庭教育支援活動を行っています。</p> <p>また、初めて母親・父親になる方々に対する講座を保健センターと連携して開設しています。</p> <p>様々な機関との連携を密にしていくことで、保護者が必要としている情報が得られるよう、また、できるだけ多くの保護者が参加できるよう、時期や時間帯を工夫し、また参加したい、聴いてみたいと思われる講演会や家庭教育学級を開催していきます。</p> |
| 地域の教育力の向上 | <p>こどもたちに「生きる力」を育てていくためには、地域社会の中で大人や様々な年齢の人々と交流し、様々な自然体験や社会体験などを豊富に積み上げることが大切です。そうした活動を公民館事業に積極的に取り入れ地域ぐるみでこどもの成長を支援する環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。</p> |
| 環境保全活動・学習の支援 | <p>国、県と連携して、小中学校を対象にした「こどもエコクラブ事業」や「出前事業」を実施し、こどもたちの環境保全活動や環境学習を支援します。</p> <p>人と環境との関わりについて、理解を深め環境問題の解決に自ら考えて行動する力を醸成します。</p> |
| 多様な体験活動の実施 | <p>成長過程にあるこどもたちにとって、学校以外での多様な学びや体験は、こどもの自主性や社会性、他人への思いやりの心の育成を養い、豊かな人間性をはぐくむため不可欠調和のとれた人間形成を図る上で重要な役割を担っています。</p> <p>「子ども会体験教室」など、学びや体験の機会を提供するとともに、毎月の催しや行事を掲載した「くらしとまなび」の発行によるきめ細やかな情報提供に努め、こどもたちの地域社会での活動を豊かなものにします。</p> |

| 施策名 | 施策の内容 |
|----------------|---|
| コミュニティ・スクールの活用 | <p>コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められたもので、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するため「学校運営協議会」を設置し、地域と学校が連携・協働しながら学校運営を行っていくものです。</p> <p>目的としては、「地域とともにある学校づくり」に向け、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場として、相互に連携・協働していくことです。</p> <p>協議会は年に概ね3回程度開催し、主な議題としましては、学校経営方針・学校行事・学力向上・生徒指導・防災安全・学校評価・学校再編等です。</p> <p>各学校におけるコミュニティ・スクールの取組は、「学校行事への地域の協力体制の構築」「登下校時の交通安全への協力活動」等、学校運営上の課題解決に関わるものであり多岐にわたっています。</p> <p>コミュニティ・スクールがより一層充実し、学校と地域の連携がより一層強まり、児童生徒の地域に根ざした体験活動を通じて確かな学びにつながるよう、積極的な取組を推進しています。</p> |

(3) 様々な課題や事情を抱えたこども・若者への支援

こども・若者を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、一人ひとりの尊厳を守るために、いじめ、不登校・ひきこもりの状態にある方、病気や障がいのある方など、どのような課題や事情を抱えていても、健やかに成長できるようにきめ細かい支援をしていきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|---------------------------|---|
| いじめ問題解決に向けた取組 | <p>いじめ問題の解決のため、学校や教育関係機関等と連携した「いじめ相談」「啓発活動」に取り組めます。</p> |
| いじめ等により被害を受けたこどもたちの立ち直り支援 | <p>いじめを受けたこどもに対しては、教職員のみならず、スクールカウンセラーなど外部の専門家等による心のケアに努めています。さらに各学校において人権教育や道徳教育の充実を図っています。</p> <p>いじめを受けたこどもに対して教職員と外部専門機関とが連携し、こどもの心のケアにあたりとともに、学校全体で教職員がいじめを許さないという共通認識のもと、道徳教育や人権教育の充実を図り、相手を思いやる心の育成に努めます。</p> <p>一人1台端末を活用して、「悩みや困りごと」を相談できる関係機関連絡先の掲示や匿名で相談できるアプリの導入などにより、児童生徒がいつ、どこからでも相談できる体制を構築しています。</p> <p>また、携帯電話・スマートフォンを使用する上でのルールづくり、「携帯電話安全教室」の実施に努めます。</p> |

| 施策名 | 施策の内容 |
|--------------------|---|
| 心身障がい児在宅介護等支援の充実 | <p>在宅の心身障がい児が保護者の病気や家庭の用務等により、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録しておいた登録介護者に介護及び送迎サービスを委託することにより、心身障がい児及び家族の地域生活を支援する事業を実施します。</p> |
| 障がい児通所支援事業等の実施 | <p>心身障がい児・重度障がい児に対しては、日常生活の円滑化に向けて、障がいを補うための用具の交付や修理などを行っています。</p> <p>障がい児に対しては、市独自に0～2歳児の児童発達支援の利用者負担の無償化を実施し、経済的負担の軽減を行っています。</p> <p>児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について分かりやすい制度説明に努めるとともに必要なサービスを提供します。</p> |
| 教育・保育施設における特別支援の充実 | <p>保育所・幼稚園において、特別な支援を必要とする児童に加配保育士を配置し、こども一人ひとりの個別のニーズに応じたケアやサポートを提供しています。</p> <p>また、保育所等でのこどもの発達の観察や相談に基づいた療育を行う「巡回ひまわり教室」、言葉の訓練を行う「ことばの教室」、数人のグループで就学に向けての生活習慣を身につける訓練を行う「ひまわり教室」を実施しています。</p> |
| 特別支援教育による支援の推進 | <p>幼・小・中学校には担任のほか特別支援教育コーディネーターがおり、必要に応じて関係機関へつなげています。障がいに対する正しい理解がなされ、共に生活できる社会を実現していくため、特別支援教育の理念がすべてのこどもに通じることをめざします。</p> <p>また、特別支援教育の合理的配慮がさらに進められ、障がいのあるなしにかかわらず、すべてのこどもが個に応じた教育が受けられるように支援していきます。教育調査については医療機関との連携を促進し、最適な学びの場が決定できるようにしていきます。</p> |
| 教育支援教室による支援の推進 | <p>多様な学びが選択できる環境づくりに向け、こどもの意向に配慮しながら、学校・家庭・地域・関係機関との連携など、支援体制の充実・周知を進めます。</p> <p>また、「ふれあい学級」が不登校のこどもにとって魅力的な居場所の一つとなるよう運営や活動を工夫し、様々な体験活動や出前授業、級外行事等を実施しながら、積極的な情報発信や指導員の配置を含めた環境整備に努めます。さらに、不登校のこども一人ひとりの自己実現・社会的自立に向け、こどもやその保護者、学校関係者への相談活動、情報提供、助言等の継続的な支援の充実を図ります。</p> |
| 不登校・ひきこもり相談 | <p>不登校やひきこもり当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことができる地域社会をめざし、不登校・ひきこもり相談窓口を設置し、不登校やひきこもり状態にある者、その家族が相談しやすい体制を整備するとともに、当事者に寄り添ったアウトリーチ型の支援を実施します。</p> |

基本目標 3 困難な環境にある子ども・若者や家庭を支援し、 良好な成育環境を確保します

(1) 経済的支援や相談支援体制の充実

保護者の経済状況や婚姻状況の違いで、子ども・若者の生活面、学習面、進学機会などで不利な状況に置かれることがないように、経済的支援や相談支援体制の充実を通して、貧困と格差の解消を図ります。

| 施策名 | 施策の内容 |
|-----------------|--|
| 就学援助事業 | <p>教育の機会均等の精神に基づき義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒等の保護者に対し、就学援助費を支給しています。</p> <p>こどもの貧困が社会問題となっており、今後も援助を必要とする者の増加が予想されるため、引き続き援助を実施していきます。</p> |
| 奨学金制度の充実 | <p>修学の意欲があり、かつ、経済的理由のために高等学校や大学への就学が困難な方に対し、奨学資金の貸付けを行い教育の機会均等を図ります。</p> |
| 児童扶養手当の支給 | <p>ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。</p> |
| ひとり親家庭等への医療費の補助 | <p>ひとり親家庭の親と児童、または父母のいない児童に対し、医療機関で診療を受けた医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭とその子どもたちの生活を経済的支援と健康支援の両面から支えます。</p> |
| ひとり親家庭への各種資金の貸付 | <p>生活の安定と児童の福祉の向上を図るために20歳未満の児童を扶養しているひとり親に対し、母子父子福祉資金の各種貸付を行い経済的な支援を行います。</p> |
| ひとり親家庭への相談体制の充実 | <p>ひとり親家庭が抱える子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題に対し、母子・父子自立支援員が相談に応じています。</p> <p>相談窓口として、ひとり親等に関する各種制度の知識を深め関係機関との連携等により、支援の充実を図ります。</p> |
| ひとり親家庭への就労支援 | <p>ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安定を図るため、就労に繋がる教育訓練の受講や就職に有利な資格を取得するための給付事業を行います。</p> <p>また、各家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携してひとり親家庭の就労支援を行います。</p> |

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------------|---|
| 家庭支援事業の実施 | 子育てに不安や負担を感じる家庭、虐待リスクの高い家庭、支援が必要な妊産婦などを対象に、訪問による家事・育児支援、相談支援、一時預かり、などを提供し、これらの支援を通じて、家庭の養育環境を整え、虐待リスクを軽減し、子育ての負担感や不安を和らげ、適切な親子関係の構築を促進します。 |
| 重層的支援体制の整備 | 孤独・孤立などの生きづらさを抱える方が適切な相談支援につながり、その人らしい社会参加を支えるため、制度・分野にとられない包括的相談支援、地域づくり、参加支援を一体的かつ重層的に実施します。 |
| 生活困窮者自立相談支援事業の実施 | 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立支援及び就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進します。 |
| ヤングケアラー支援 | 子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。ヤングケアラーについての理解及び周知啓発を促進し、また様々な関係者が情報共有・連携して早期発見・把握に努め、関係機関との連携を図りながら、さまざまな課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援につなげていきます。 |



(2) 児童虐待防止対策の強化

児童虐待はこども・若者の心身に深い傷を残し、成長した後の生きづらさにもつながり得るもので、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

こども家庭センターにおける相談支援体制の充実や育児不安の緩和・育児負担の軽減に対応した子育て支援サービスにつなげることなど、虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

| 施策名 | 施策の内容 |
|--------------------|---|
| 阿南市要保護児童対策地域協議会の充実 | <p>児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携協力のもとで対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の2）において規定される要保護児童*対策地域協議会を設置し、運営しています。</p> <p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組み、地域のこどもが安心して暮らせる仕組みが強化されるよう、市における相談体制の確保と南部こども女性相談センターなど関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>*要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にあるこどもや、虐待を受けているこども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有するこどもなどのこと。</p> |
| 養育支援訪問事業 | <p>保健師や助産師、子ども家庭支援員等の専門職員が家庭を訪問し、育児等の具体的な養育指導、助言など援助活動を行いつつ、養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。</p> <p>こどもや家庭の状況に応じてアセスメントし、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援します。</p> |
| 家庭児童相談の充実 | <p>主に18歳までの児童やその保護者を対象として、家庭での教育問題、心身の発達に関すること、学校生活での問題などの相談に専門の相談員が対応しています。</p> <p>核家族化の増加や地域社会の変容により、子育てに不安や困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化し、課題も複雑かつ多様化するなか、家族のニーズにあわせた専門的支援が求められています。様々な関係機関との連携のもと、相談支援体制の更なる充実を図ります。</p> |

基本目標 4 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるまちづくりをめざします

(1) ライフデザイン形成に向けた支援

こども・若者が結婚や子育てに希望を持ち、その希望を叶えることができるように、学校における妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供や、結婚を後押しするための経済的支援に取り組んでいきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|-----------|---|
| 赤ちゃん授業 | 「赤ちゃん授業」は、次世代を担う中学生が助産師による講義や赤ちゃんとふれあう体験などを通じて、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識を持ち、命の大切さの理解を深め、将来的な育児不安を少しでもなくしていく事を目的として実施します。 |
| 結婚新生活支援事業 | 結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、住居費や引越費用を支援することにより、結婚に躊躇している若者世代の背中を後押しして婚姻数の増加につなげ、少子化対策の強化を図ります。 |

(2) 妊娠・出産への支援

妊産婦健診などの経済的負担の軽減や、妊娠・出産期の不安や悩みに対する相談支援体制の充実を図るとともに、子育てに必要な知識を学ぶ機会を提供することで、妊娠・出産を希望される方が安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------------------|--|
| 不妊治療費助成 | 不妊治療を受けやすい環境を整え、妊娠・出産を希望する夫婦の経済的負担を軽減します。 |
| 母子健康手帳・父子健康手帳の交付 | 妊娠届出時に母子健康手帳・父子健康手帳を交付し、保健師や助産師による保健指導を通じて妊娠期の不安軽減を図り、父親の育児参加を促進します。 |
| 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 | 「妊婦等包括相談支援」として母子健康手帳交付時、妊娠8か月前後、新生児訪問時に保健師などが相談に応じ、妊婦や子育て家庭のニーズに即した必要な支援につなげます。また、妊娠時、新生児訪問時にそれぞれ「妊婦のための支援給付」を実施し、経済的負担の軽減を図ります。経済的支援と相談支援を一体的に提供することで、すべての出産・子育て世帯がより安心してこどもを産み育てられる環境を構築します。 |

| 施策名 | 施策の内容 |
|-------------------|---|
| 妊産婦健診の促進 | 妊産婦とお腹の赤ちゃんの健康を保つための定期的な妊婦健康診査及び産婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、妊産婦の経済的負担を軽減し、健康診査受診率の向上を図ることで、安全安心な妊娠・出産を支援し、さらに健診結果を基に医療機関と連携した早期支援を実施します。 |
| 産後ケア事業の実施 | 退院直後の母子に対して心身ケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図り、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えていきます。 |
| 訪問指導の実施 | 初妊婦や特定妊婦、新生児期の家庭に対し、必要があると認めるときは、保健師等が訪問し必要な指導を実施します。「こんにちは赤ちゃん事業」など、継続的な訪問支援を通じて、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、母子の健康と乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 |
| 乳幼児相談事業 | 妊娠届出時や健康教室・健康診査時に保健師等専門職による個別相談（聴力相談・視力相談・母と子の相談・児童相談・ことばの相談）を実施し、適切な指導を行うとともに心身障がい等の発見に努め、療育指導を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減に努めます。 |
| 地域の子育て支援サポート体制の充実 | 地域で子育て中の親子を支援する「サポートママ」ボランティアは、母子保健事業や子育て支援の重要なマンパワーとなっており、核家族化や近隣関係の希薄化による育児中の親の孤立に対応するため、身近な相談者となるボランティアの育成を推進します。 |
| 親子関係形成支援事業の実施 | 乳幼児を子育て中の母と子を対象に「親子の絆づくりプログラム」を開催し、これからの子育てに必要な知識を学ぶとともに、参加者同士が育児の不安や悩みなどを話し合いながら、育児不安の相談や共有、情報の交換ができる場を設けることにより、適切な親子関係の構築を図ります。 |

(3) こども・若者の健康を守る取組の推進

乳幼児期から青年期を経て、一人の人間として健やかに成長していくためには、心身ともに健康であることが重要となります。

乳幼児健康診査の充実や医療費の助成などを行い、一人ひとりの健康を守るための取組を進めていきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------|--|
| 乳児健康診査の充実 | 乳児健康診査では、満1歳未満の乳児を対象に、医療機関での一般健康診査受診票を交付し、4か月児・9か月児・先天性股関節脱臼検診を集団健診方式で実施しています。問診、身体計測、小児科診察に加え、育児相談や離乳食相談、歯磨き指導を行うとともに専門職による総合的な支援を通じて乳児の月齢に応じた発達状況の確認等に努めます。 |
| 幼児健康診査の充実 | 1歳6か月児と3歳児の健康診査を集団方式で実施し、心身の発達確認、生活習慣の確立、育児支援、虐待予防に重点を置いています。問診、身体測定、各種診察・相談・検査に加え、フッ素塗布も行います。多様な専門職が関わり、疾病の早期発見だけでなく、様々な視点から、身体面・精神面の発達、歯科衛生、視力・聴力、母と子の関わり等多様化する個々の親子の問題に対して総合的指導、支援を行いこどもの健康を守ります。 |
| 予防衛生事業の推進 | 予防接種法に基づき乳幼児・児童の定期予防接種を実施し、感染症の発生と予防に努めています。こどもの季節性インフルエンザの罹患防止と子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に小学校就学前のこどもを対象にインフルエンザ予防接種を任意で接種する際の費用の一部を助成します。 |
| 食育の推進 | 阿南市食育推進計画に基づき、こどもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進を図ります。 |
| 小児科医療体制の周知 | 阿南市医師会や阿南医療センターと連携し、夜間・休日の医療体制を整えると同時に、さまざまな事業を通じて小児科医療体制等に関する情報発信に努め、安心して医療を受けられる環境整備を推進します。 |
| こどもの医療費助成 | 子育てをしている保護者の経済的負担を軽減するため、18歳に達する年度末まで医療費の一部負担、食事療養費の助成を行っています。 こどもの保健向上を図る目的だけでなく、少子化対策及び子育て支援対策と位置づけて取り組みます。 |
| 未熟児養育医療の給付 | 未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟で疾病に罹りやすく、その死亡率は極めて高い上、心身の障がいを残すことも多いことから出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要です。 未熟児に対し指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行っています。 |

基本目標5 子育て環境を整備し、地域全体で子育て世帯を支援します

(1) 子育て支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化、また共働き世帯の増加等により、多様化する子育て支援へのニーズへ対応していくため、子育て支援策を充実させ、こども・若者の健やかな成長を支援するとともに、誰もが安心して子育てをできるまちの実現に努めます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|----------------------------------|--|
| 地域子育て支援センター事業の推進 | 主に乳幼児を在宅で育児する親とそのこどもを対象に施設・園庭を開放し、保育サービス、育児講座・相談、情報提供を行う地域子育て支援センター事業の利用時間延長や対象者拡大を検討します。 |
| 一時預かり事業 | 保育所を利用していない家庭の保育需要に対応するため、保育所において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ります。 |
| 幼稚園での子育て支援サービス | 保育の必要性のある家庭に対し、幼稚園での「預かり保育」や在宅親子を対象とした、遊びの場の提供と子育て相談を行う「未就園児園庭開放」を実施します。 |
| 病児・病後児保育事業 | 入院の必要がなく、症状が安定または回復期にある児童を委託した医療機関の専用スペースで一時預かりし、保護者の仕事等と子育ての両立を支援します。委託先との連携や周知を強化し、利用しやすい環境を整え、サービスの拡充や利用者の増加をめざします。 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） | 保護者の疾病等により、一時的に家庭において養育することが困難になった場合に児童養護施設等で児童を養護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上をめざします。育児疲れや親子での利用、こども自身の希望による利用も可能で、きめ細やかなサービスの提供に努めます。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | ファミリー・サポート・センターは地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織です。 依頼会員への利用料金の補助及び提供会員への報酬の増額により利用しやすいサービスの提供に努めます。 |
| こども誰でも通園制度の実施 | こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず0歳6か月～満3歳未満の未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で保育所等を利用できる制度です。こどもの発達促進と社会性の向上、保護者の育児負担軽減と孤立感解消をめざします。 |

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------------------|--|
| ともだち広場開催事業の推進 | 私立保育園の一部を開放し、乳幼児の在宅親子を対象に、保育サービスを通じて育児相談やサークルの育成を行っています。在宅親子の交流や保育士による育児相談を実施し、育児に係る保護者の精神的ストレスや、育児不安を解消し子育て支援を推進します。 |
| 在宅育児家庭への支援 | 在宅で育児する保護者の経済的負担の軽減を目的に育児に必要な用品等の購入に使用できるデジタルギフトを支給しています。オンラインでの申請、受給により、育児中の保護者の負担軽減を図ります。 |
| 地域における多様な集団活動事業の利用支援 | 小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減し、こどもの健全な成長と発達を地域で支える取組を促進します。 |
| 子育て支援情報の発信 | 出産・育児等子育てに関する行政サービスのわかりやすい「子育てガイドブック」の発行やホームページ・公式LINE等により情報発信に努めます。 |
| ブックスタート事業 | 4か月児健診時に赤ちゃんと保護者にブックスタートパック（絵本、おすすめ絵本リスト、図書館の利用案内等のセット）を贈呈し、読み聞かせを行います。本事業を通じて、家庭での読み聞かせを促進し、本への関心を育み、絵本を介して親子のふれあいが生まれるよう支援していきます。 |
| 読み聞かせ推進事業 | 読み聞かせボランティアと連携して、図書館、図書館カウンターにおいておはなし会を開催し、絵本の読み聞かせを実施することにより、幼少期から本に親しむ環境を整え、心豊かなこどもの育成に寄与していきます。 |
| 通常保育事業 | 保護者が就労等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、保育所において適正な保育を実施し児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。 |
| 時間外保育事業 | 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等のやむを得ない理由により延長保育が必要である児童を、午後6時を越えて保育し、就労支援を行っていきます。 |
| 保育料等の完全無償化 | 国の制度である3歳児以上の幼児教育保育料の無償化に加え、0歳児から2歳児の保育料、子育てのための施設等利用料、3歳児から5歳児の給食費又は副食費を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。 |
| 保育士等の労働環境の改善による保育士等の確保 | 保育士等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備及び保育業務の効率化を図るとともに、教育・保育に係る経験者や社会保険労務士等の専門家を活用した教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等に取り組み保育士等の確保に努めます。 |
| 保育の質の向上 | 園内研修に係る支援、各職階・役割に応じた研修、公私・施設類型を超えた合同研修、分野別研修などを実施し、教育・保育施設における専門的な人材の育成に努めます。 |
| 教育・保育施設整備の推進 | 阿南市教育・保育施設整備実施計画に基づき公立幼稚園及び公立保育所等を統合し、「認定こども園」の整備を計画的に推進します。 |

(2) こども・若者、子育て家庭の安全・安心を守る取組の推進

こども・若者を自然災害や犯罪、交通事故などから守るための取組を関係機関・関係団体と密接に連携して進めるとともに、公園や学校施設、児童福祉施設などの公共施設の整備を通して、こども・若者、子育て家庭が安全・安心に過ごせる環境づくりを推進していきます。

| 施策名 | 施策の内容 |
|---|---|
| 保育所・幼稚園の防災に関する取組の推進 | 南海トラフ地震など、自然災害への備えとして、施設ごとに想定される課題を見直し、防災訓練を実施します。 |
| 福祉避難所の設置等に関する取組 | 特別な配慮を要する方（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等）の受け入れを目的として、市内の福祉施設や民間ホテル等との間に福祉避難所開設の協定を締結しておりますが、引き続き、協定先の確保を行い、福祉避難所の開設訓練についても実施してまいります。 |
| 女性や子育て家庭の視点に立った避難所用備蓄品の充実 | 避難所生活において、女性や子育て家庭が必要とする備蓄品（例：女性用生理用品や粉ミルクなど）を充実させ、避難所における生活の質（QOL）の向上を図り、少しでも快適な避難所生活が送れるよう配慮していきます。 |
| こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | こどもを犯罪被害から守るため警察・学校等、関係機関と連携して青色パトロールカーによる巡回、不審者対応訓練の実施、不審者情報の提供などの見守り活動を実施します。 |
| こどもを取り巻く有害環境対策の推進 | 青少年にとって健全育成を妨げる有害環境の浄化のためコンビニや書店等への立入調査や、白いポストによる有害図書類の回収を行います。 |
| こどもの安全対策の推進 | 幼稚園・小学校においては「不審者対応訓練」を実施し、危機管理意識の高揚を図ります。また、定期的に幼稚園における園児が移動する経路及び小学校区の通学路の危険箇所の点検を行い、事故の未然防止に努めます。 |
| こどもの交通安全教育の推進 | 交通安全指導として阿南市交通安全教育推進協議会による交通安全教室を保育所・幼稚園・小学校・中学校等で実施し、交通ルールとマナーの遵守による交通事故防止の指導を行っています。 保護者のこどもに対する意識の向上、チャイルドシートの着用・こどもの自転車乗車時のヘルメット着用（幼児の後部席への同乗も同様）を促進し、安全性の確保に努めています。 |
| 子育て関連施設（児童福祉施設、障がい児施設、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等）における環境改善事業 | ①空調、換気、給排水、衛生、電気（LED 照明含む）設備の設置、改修、更新、②遊具の設置、更新、③防犯対策設備の設置、改修、④建物内装（床・壁・天井）、建具、外壁、屋根、防水の改修⑤園庭等の整備、改修⑥その他、安全で安心な保育環境を整備します。 |
| 公共施設における環境整備事業 | こども・子育て支援機能強化のための新築、増築、改築又は改修を行います。 |

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------------------|--|
| 学校施設の整備 | 令和6年9月策定の「阿南市立小・中学校再編実施計画」に基づき、学校施設保有資産量の適正化を図り、現有施設の長寿命化を行っていきます。学校施設の整備を通じてすべての子どもたちが安全で快適な空間で学び、健やかに成長できる基盤を整えます。 |
| 安全な道路交通環境の整備 | 歩道部を有する道路整備では、小さい子ども等の交通弱者に配慮した道路整備を行います。また、阿南駅周辺においては、JR阿南駅周辺再整備基本計画（案）基本方針に基づき、誰もが歩いて楽しめるウォークブル*な環境の創出や歩行者等にやさしい道路整備を検討します。 *ウォークブル：「歩く」を意味する「walk」と「できる」を意味する「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」、「歩きたくなる」という意味です。 |
| 子育て支援機能強化に係る公園整備 | 市立公園の適切な遊具更新を行い安心安全な施設の確保を行います。インクルーシブに配慮した公園整備をめざし、阿南西部公園や阿南駅前児童公園などの修繕等整備を進めます。 |
| 公共施設における「子育てバリアフリー」の推進 | 公共建築物の整備については、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の整備基準を尊重した設計を行います。すべての人が安全に安心して円滑かつ快適に利用できる施設整備に努めます。 |
| 子育て世帯に利用しやすい公共施設の整備 | 公共施設への授乳コーナー・託児室・ベビーベッドを備えたトイレ等を整備するなど、子育て世帯に利用しやすい環境を施設の新設に合わせて整備していきます。 |

(3) 仕事と家庭の両立の支援

保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するためには、仕事と子育ての両立がしやすい環境をつくることが重要となります。

多様な働き方が広がる中、すべての人が子育てへの充実感と幸福感を感じられるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた育児休業や介護休業制度の普及啓発、労働時間短縮など、子育てにやさしい職場づくりや意識づくりに取り組むとともに、性別に関わらず、育児や介護に参画できる環境の整備を推進します。

| 施策名 | 施策の内容 |
|------------------------|---|
| 仕事と子育てを両立するための意識づくり | 男女がお互いを理解し、協力しながら豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域への男性の参画を重視した講座の充実を図り、学習機会の提供に努めます。 |
| 両立支援のための職場環境づくり | あらゆる雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保され、仕事と家庭生活が両立できるよう、啓発と周知に努めます。 |
| 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業） | 保護者が仕事で夜間、休日に不在となる場合に児童養護施設等で子どもを預かり、食事の提供や身の回りの世話をを行うことで、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。 |

こども・若者の意見（抜粋）

アンケート調査やワークショップなどで寄せられたこども・若者の主な意見は以下の通りです。

こどもの権利について



- こどもなどの権利を大事にすることはほんとに重要だと思いました。
- 若い世代の意見も尊重してほしい。
- こどもの意見を取り入れる交流の場を設けるべきだと思います。

いじめ、虐待、ヤングケアラーについて



- いじめ問題について、もっと取り組んでいったほうがいいと思う。
- 匿名で悩みを相談できるサイトを作ってほしいです。
- 電話や SNS 以外にも悩みを相談できる方法があればいいと思う。
- 居場所作りであれば、こども食堂や児童館を建てて逃げ場を作るよりも、イジメや虐待、ヤングケアラーなどの問題自体の解決をすることで居場所を作る方がいいのではないのでしょうか。

保育士等の人材確保について



- こどもを支援して、保護者の負担を減らすのはいいが、その負担が保育所や学校や施設などに幅寄せしているのはどうかと思う。その施設の職員が、余裕がなくてこどもたちに良い教育、保育、ができないのは元も子もない。保護者の教育、職員を増やす取組を市や県がしていけないとこども・若者の健やかな成長は絶対にできない。

公共施設の整備について



- 公園や誰でも入れる体育館など、もっと遊ぶところを増やしてください。これから変わっていく阿南市を期待しています。
- 運動できる場所が欲しい。
- 公園を安心して使えるように定期的に整備、清掃を行ってほしい。
- 体育館にエアコンをつけてください。
- 自習スペースを設けるなど、使いやすい図書館にしてください。

こどもの安全を守る取組について



- 交通面のこどもを守る取組をもっと増やして命を守ってほしいです。

その他の意見



- お金の面でもっとサポートしてほしい。大人の事情で生徒が色々なことをできないのが嫌だ。(体育祭を一日中行えないなど)
- 世代を超えて繋がれる参加しやすいコミュニティが広がれば、孤独を感じる人も少なくなると思う。
- 地域でのイベントや祭り事などを通して、地域の人達と関わる機会が欲しい。
- こどもが様々な体験を行えるような施設やイベントを開催してほしい。
- こどもの保育料無料や医療費無料などたくさん良い施策をしているのにも関わらず、市外の人が知らないのが多いのがもったいないと思います。阿南市はPR力が低いから人口も減っていくのではと思っています。
- 将来は上京しようと思っていましたが、阿南市にこんなに良い計画があるならいすわろうと思いました。
- 阿南市に住むすべての人たちが幸せに暮らせたらと思います。応援しています。
- 私たちが大人になるにつれて、街の人たちがこのように支援してくれていることで安心して大人になれると思いました。



富岡西高校でのワークショップ風景

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の趣旨

子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法第61条に基づき、各市町村で策定が義務付けられている計画です。基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めることとなっています。本市においては、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組を進めています。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

①教育・保育

本市では、居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っており、そのため、教育・保育提供区域については、これまでどおり市内全域を1つの区域として設定するものとしします。

②乳児等通園支援事業

市内全域を1つの区域として設定するものとしします。

③地域子ども・子育て支援事業

事業の内容、性質に応じて次のように区域設定を行います。

| 施策・事業 | 区域 |
|--------------------|---|
| 利用者支援事業 | 【全市域を一区域とする】 事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を1つの区域としします。ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、利用者の利便性に十分配慮することとしします。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | |
| 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| 養育支援訪問事業 | |
| 子育て短期支援事業 | |
| 子育て援助活動支援事業 | |
| 一時預かり事業 | 【教育・保育に係る区域設定に準じる】 教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育に係る区域と同一の区域としします。 |
| 時間外保育事業 | 【全市域を一区域とする】 上記に同じ |
| 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 | |
| 放課後児童健全育成事業 | 【小学校区による区域とする】 利用の実態が小学校区であるため、小学校区ごとの区域としします。 |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 【全市域を一区域とする】 上記に同じ |
| 児童育成支援拠点事業 | |
| 親子関係形成支援事業 | |
| 妊婦等包括相談支援事業 | |
| 産後ケア事業 | |

3 量の見込みの推計について

①量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの算出にあたっては、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。しかしながら、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、「量の見込み」と「確保の方策」を定めます。

②認定区分ごとの量の見込みの算出

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けなければなりません。

認定区分は1号認定から3号認定となり、認定区分の必要な事業については、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を決定します。

■認定区分と提供施設

| 認定区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 提供施設 | 利用時間 |
|------|-------|--------|---|-------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | なし | ・特定教育・保育施設 (認定こども園及び幼稚園) | ①教育標準時間 |
| 2号認定 | 3～5歳 | あり | ・特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所) | ②保育標準時間 ③保育短時間 |
| 3号認定 | 0～2歳※ | あり | ・特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所) ・特定地域型保育事業 | ②保育標準時間 ③保育短時間 |

※0歳、1歳、2歳を区分して必要利用定員総数を算出。

4 量の見込みと確保の方策

①教育・保育

単位：人、%

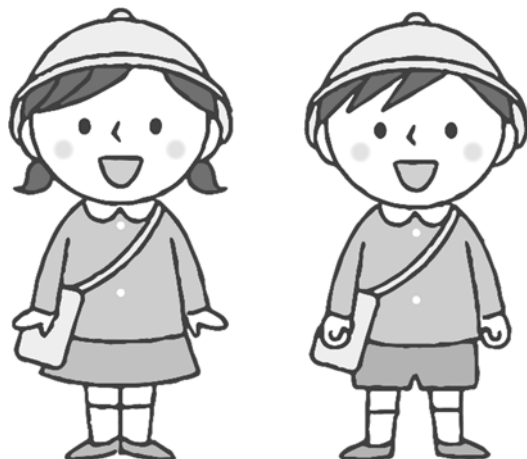
| 年度 | 区分 | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|----------------|-----------------|-------------------|------|------|-------|-------|-------|
| | | | (教育) | (保育) | 1・2歳 | 0歳 | |
| | | 3～5歳 | | | | | |
| 令和7年度 | 推計児童数 | 1,275 | | | 787 | 356 | |
| | 量の見込み（必要利用定員総数） | 128 | 166 | 696 | 663 | 70 | |
| | 保育利用率 | | | | 54.6% | 84.2% | 19.6% |
| | 確保の方策 | 特定教育・保育施設 | 465 | | 1,082 | 683 | 210 |
| | | 特定地域型保育事業 | | | | 42 | 15 |
| | | 企業主導型保育施設、認可外保育施設 | | | 18 | 6 | 2 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 160 | | | | |
| | | 幼稚園及び預かり保育 | 260 | | | | |
| | | 計 | 885 | | 1,100 | 731 | 227 |
| 差（確保の方策-量の見込み） | 591 | | 404 | 68 | 157 | | |
| 令和8年度 | 推計児童数 | 1,233 | | | 766 | 347 | |
| | 量の見込み（必要利用定員総数） | 124 | 160 | 673 | 645 | 69 | |
| | 保育利用率 | | | | 54.6% | 84.2% | 19.7% |
| | 確保の方策 | 特定教育・保育施設 | 465 | | 1,082 | 683 | 210 |
| | | 特定地域型保育事業 | | | | 42 | 15 |
| | | 企業主導型保育施設、認可外保育施設 | | | 18 | 6 | 2 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 160 | | | | |
| | | 幼稚園及び預かり保育 | 260 | | | | |
| | | 計 | 885 | | 1,100 | 731 | 227 |
| 差（確保の方策-量の見込み） | 601 | | 427 | 86 | 158 | | |
| 令和9年度 | 推計児童数 | 1,214 | | | 746 | 337 | |
| | 量の見込み（必要利用定員総数） | 122 | 158 | 663 | 628 | 66 | |
| | 保育利用率 | | | | 54.6% | 84.2% | 19.5% |
| | 確保の方策 | 特定教育・保育施設 | 395 | | 1,078 | 657 | 209 |
| | | 特定地域型保育事業 | | | | 42 | 10 |
| | | 企業主導型保育施設、認可外保育施設 | | | 18 | 6 | 2 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 160 | | | | |
| | | 幼稚園及び預かり保育 | 240 | | | | |
| | | 計 | 795 | | 1,096 | 705 | 221 |
| 差（確保の方策-量の見込み） | 515 | | 433 | 77 | 155 | | |

単位：人、%

| 年度 | 区分 | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|--------|-----------------|-------------------|------|-------|-------|-------|-----|
| | | | (教育) | (保育) | 1・2歳 | 0歳 | |
| | | 3～5歳 | | | | | |
| 令和10年度 | 推計児童数 | 1,184 | | | 726 | 328 | |
| | 量の見込み（必要利用定員総数） | 119 | 154 | 646 | 612 | 65 | |
| | 保育利用率 | | | 54.6% | 84.3% | 19.7% | |
| | 確保の方策 | 特定教育・保育施設 | 365 | | 1,053 | 642 | 209 |
| | | 特定地域型保育事業 | | | | 42 | 10 |
| | | 企業主導型保育施設、認可外保育施設 | | | 18 | 6 | 2 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 160 | | | | |
| | | 幼稚園及び預かり保育 | 240 | | | | |
| | | 計 | 765 | | 1,071 | 690 | 221 |
| | 差（確保の方策-量の見込み） | 492 | | 425 | 78 | 156 | |
| 令和11年度 | 推計児童数 | 1,154 | | | 705 | 317 | |
| | 量の見込み（必要利用定員総数） | 116 | 150 | 630 | 593 | 62 | |
| | 保育利用率 | | | 54.6% | 84.1% | 19.6% | |
| | 確保の方策 | 特定教育・保育施設 | 360 | | 947 | 607 | 206 |
| | | 特定地域型保育事業 | | | | 42 | 10 |
| | | 企業主導型保育施設、認可外保育施設 | | | 18 | 6 | 2 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 160 | | | | |
| | | 幼稚園及び預かり保育 | 240 | | | | |
| | | 計 | 760 | | 965 | 655 | 218 |
| | 差（確保の方策-量の見込み） | 494 | | 335 | 62 | 156 | |

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 市内全域を一つの区域とします。
- 国の示した方法に従い算出したニーズ量は、3号認定（0歳児）について利用実績と大きくかけ離れました。0歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いため、令和2年から令和6年までの利用実績を基に算出したものを「量の見込み」としました。
- 3号認定（0歳児）以外の区分については、国の示した方法に従い算出したニーズ量を「量の見込み」としました。なお、2号認定については、幼児期の教育の利用希望が強い「2号認定（教育）」と、それ以外の2号認定（「2号認定（保育）」）に区分して算出しています。
- 2号認定（教育）については、1号認定を受けて入園する幼稚園・認定こども園と当該幼稚園・認定こども園における長時間及び通年の預かり保育により対応します。
- 教育・保育施設については、今後、阿南市教育・保育施設整備実施計画に沿って、市全体で公立幼稚園と公立保育所の集約を行い、認定こども園への移行等にあわせて定員の見直しを行っております。
ただし、3号認定（0～2歳児）については、現状の利用状況と比べてニーズ量が増えることが想定されるため、保育所や認定こども園の長時間部における年齢別定員の拡充が必要です。
- また、教育・保育の無償化や、母親の就労意向が高まっていることに伴い、3歳以上のこどもについても認定こども園の長時間部や幼稚園の一時預かりの利用希望が増加することが想定されるため、これらのニーズへ対応を図っていく必要があります。



②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の方の就労要件などを問わず、こどもを保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。令和8年度から全国的にスタートする予定です。

単位：人日

| 市全域 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 量の見込み（延べ人数） | 0 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 確保方策（延べ人数） | 0 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 1歳児 | 量の見込み（延べ人数） | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 確保方策（延べ人数） | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 2歳児 | 量の見込み（延べ人数） | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 確保方策（延べ人数） | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○令和8年度から令和11年度までの確保の方策について以下の算出式を参考に、算出をいたしました。なお、本市では令和7年度は実施いたしません。

○量の見込み、確保の方策については、国から提示された「必要整備量の見込みの把握」に準じ、下記基本的な算出式により、各年度4月1日時点の対象年齢ごとの必要定員数を算出しました。

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

（対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）） ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※1）0歳6か月から満3歳未満 （※2）月一定時間は、月10時間と仮定します。

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とします。

③地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

単位：箇所

| 市全域 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 基本型・特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計(A) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の方策 | 基本型・特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計(B) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差(B-A) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた機能を併せた機能を有する「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。
- 母子保健と児童福祉が連携、協働し、すべての妊産婦、こども、その家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な支援を行います。

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 18,596 | 17,598 | 16,654 | 15,760 | 14,914 |
| 確保の方策 (B) | 18,596 | 17,598 | 16,654 | 15,760 | 14,914 |
| 実施箇所数 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 |
| 差 (B-A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 地域子育て支援拠点事業については、認定こども園（宝田・橘・新野・今津・平島・岩脇・はのうら幼稚園・エクセレント羽ノ浦こども園）に併設する形で8箇所、私立保育園（阿南保育園）に併設した1箇所、単独設置（おひさまひろば・子育て支援スペースNuuN）の2箇所で開催していることから、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。（妊婦健康診査）

単位：人

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|---|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 525 | 499 | 475 | 452 | 430 |
| 確保の方策 (B) | 実施機関：各医療機関 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか（健診回数14回） 実施期間：おおむね妊娠8週から39週頃 | | | | |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 引き続き定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより全数の保健指導をめざすとともに、供給体制の確保に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 254 | 238 | 223 | 209 | 196 |
| 確保の方策(B) | 実施機関：こども家庭センター | | | | |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 引き続き供給体制の確保に努めます。

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 316 | 312 | 307 | 302 | 298 |
| 確保の方策(B) | 実施機関：こども家庭センター | | | | |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の一体的な支援の実施と供給体制の確保に努めます。

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 34 | 33 | 33 | 32 | 31 |
| 確保の方策 (B) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 実施箇所数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 差 (B-A) | 66 | 67 | 67 | 68 | 69 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とする

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院、ファミリーホーム高橋に委託して実施しています。育児疲れや親子での利用、こども自身の希望による利用が可能となり、利用の増加が見込まれますが、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと思われまます。

■子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 91 | 87 | 80 | 78 | 75 |
| 確保の方策 (B) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | 9 | 13 | 20 | 22 | 24 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国が示した方法で算出しました。

○ファミリー・サポート・センター事業において、「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）の確保、マッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

■一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(ア) 一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 27,938 | 28,292 | 28,651 | 29,014 | 29,382 |
| 確保の方策 (B) | 58,100 | 58,100 | 53,700 | 53,700 | 53,700 |
| 実施箇所数 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 差 (B-A) | 30,162 | 29,808 | 25,049 | 24,686 | 24,318 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法で算出したニーズ量は、保育所や認定こども園等を定期的にご利用する児童も対象となっています。算出された数値は、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、過大なニーズ量が推計されていると想定されるため、近年の実績から算出しました。

○幼稚園が行う一時預かり事業は、保護者の就労等により教育課程の前後に預かり保育を実施するものです。現在、公立幼稚園（横見・加茂谷・大野・見能林）4園、私立幼稚園（神崎幼稚園・阿南聖母幼稚園・はのうら幼稚園）3園で実施しており、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

(イ) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|-----------|------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 5,527 | 5,362 | 5,250 | 5,115 | 4,973 | |
| 確保の方策 | 一時預かり | 6,100 | 6,100 | 8,300 | 8,300 | 10,500 |
| | 実施箇所数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 |
| | ファミリー・サポート・センター※ | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | トワイライトステイ | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実施箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 (B) | 6,530 | 6,530 | 8,730 | 8,730 | 10,930 | |
| 差 (B-A) | 1,003 | 1,168 | 3,480 | 3,615 | 5,957 | |

※就学児対象を除く。

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業は、保育所（阿南保育園・阿南ひまわり保育園・なかがわ保育園）、認定こども園（エクセレント羽ノ浦こども園）の一時預かり、ファミリー・サポート・センター（未就学児対象のみ）、トワイライトステイ（たちばな学苑・宝田寮・ファミリーホーム高橋）で実施しており、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

■時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。

単位：人、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 109 | 106 | 104 | 101 | 98 |
| 確保の方策 (B) | 122 | 121 | 132 | 131 | 130 |
| 実施箇所数 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 差 (B-A) | 13 | 15 | 28 | 30 | 32 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、市の実情を加味して終了時間を18時30分とし、国が示した方法に従って算出しました。

○現状の供給体制（宝田こどもセンター・橘こどもセンター・阿南保育園・お山保育園・阿南ひまわり保育園・あけぼの保育園・あざみ保育園・なかがわ保育園・エクセレント羽ノ浦こども園・SunnySide 保育園・阿南5star インターナショナル保育園・SKY 保育園）で、ニーズ量は充足できるものと思われま。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病氣中や病後のこどもを医療機関に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：人日、箇所

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 192 | 181 | 170 | 160 | 150 |
| 確保の方策 (B) | 870 | 870 | 870 | 870 | 870 |
| 病児・病後児対応型 | 870 | 870 | 870 | 870 | 870 |
| 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ファミリー・サポート・センター※ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 (B) | 870 | 870 | 870 | 870 | 870 |
| 差 (B-A) | 678 | 689 | 700 | 710 | 720 |

※ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、近年の実績から算出しました。

○現在、岩城クリニックで実施しており、確保方策については、施設の利用定員及び開設日数で見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況を見ながら適切な事業の実施に努めます。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室などの公共施設及び民間施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人、箇所

| 市全域 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 242 | 233 | 214 | 208 | 197 |
| | 2年生 | 242 | 233 | 214 | 208 | 197 |
| | 3年生 | 242 | 233 | 214 | 208 | 197 |
| | 低学年計 | 726 | 699 | 642 | 624 | 591 |
| | 4年生 | 216 | 209 | 209 | 192 | 184 |
| | 5年生 | 132 | 126 | 126 | 112 | 109 |
| | 6年生 | 84 | 82 | 81 | 76 | 72 |
| | 高学年計 | 432 | 417 | 416 | 380 | 365 |
| | 合計 (A) | 1,158 | 1,116 | 1,058 | 1,004 | 956 |
| 確保の方策 (B) | | 953 | 949 | 1,163 | 1,163 | 1,203 |
| | 実施箇所数 | 26 | 26 | 31 | 31 | 32 |
| 差 (B-A) | | ▲205 | ▲167 | 105 | 159 | 247 |

単位：人、箇所

| 中野島小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 16 | 16 | 14 | 14 | 13 |
| | 2年生 | 16 | 16 | 14 | 14 | 13 |
| | 3年生 | 16 | 16 | 14 | 14 | 13 |
| | 低学年計 | 48 | 48 | 42 | 42 | 39 |
| | 4年生 | 13 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| | 5年生 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| | 6年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 高学年計 | 26 | 24 | 24 | 23 | 21 |
| | 合計 (A) | 74 | 72 | 66 | 65 | 60 |
| 確保の方策 (B) | | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 実施箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 差 (B-A) | | 6 | 8 | 14 | 15 | 20 |

単位：人、箇所

| 横見小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 2年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 3年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 低学年計 | 18 | 18 | 18 | 15 | 15 |
| | 4年生 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| | 5年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 12 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| | 合計 (A) | 30 | 30 | 30 | 26 | 25 |
| 確保の方策 (B) | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 |

単位：人、箇所

| 富岡小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 36 | 34 | 31 | 30 | 29 |
| | 2年生 | 36 | 34 | 31 | 30 | 29 |
| | 3年生 | 36 | 34 | 31 | 30 | 29 |
| | 低学年計 | 108 | 102 | 93 | 90 | 87 |
| | 4年生 | 28 | 27 | 27 | 25 | 24 |
| | 5年生 | 17 | 16 | 16 | 15 | 14 |
| | 6年生 | 11 | 11 | 11 | 10 | 9 |
| | 高学年計 | 56 | 54 | 54 | 50 | 47 |
| | 合計 (A) | 164 | 156 | 147 | 140 | 134 |
| 確保の方策 (B) | | 104 | 104 | 160 | 160 | 160 |
| | 実施箇所数 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 差 (B-A) | | ▲60 | ▲52 | 13 | 20 | 26 |

単位：人、箇所

| 宝田小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 2年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 3年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 低学年計 | 33 | 33 | 30 | 30 | 27 |
| | 4年生 | 10 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| | 5年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 6年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 高学年計 | 20 | 19 | 19 | 17 | 16 |
| | 合計 (A) | 53 | 52 | 49 | 47 | 43 |
| 確保の方策 (B) | | 25 | 25 | 65 | 65 | 65 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 差 (B-A) | | ▲28 | ▲27 | 16 | 18 | 22 |

単位：人、箇所

| 大野小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 2年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 3年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 低学年計 | 21 | 21 | 18 | 18 | 18 |
| | 4年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 5年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 12 | 12 | 12 | 10 | 10 |
| | 合計 (A) | 33 | 33 | 30 | 28 | 28 |
| 確保の方策 (B) | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 7 | 7 | 10 | 12 | 12 |

単位：人、箇所

| 長生小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 2年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 3年生 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | 低学年計 | 21 | 21 | 18 | 18 | 18 |
| | 4年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 5年生 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 12 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| | 合計 (A) | 33 | 32 | 29 | 28 | 28 |
| 確保の方策 (B) | | 33 | 32 | 30 | 30 | 30 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

単位：人、箇所

| 見能林小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 28 | 27 | 25 | 24 | 23 |
| | 2年生 | 28 | 27 | 25 | 24 | 23 |
| | 3年生 | 28 | 27 | 25 | 24 | 23 |
| | 低学年計 | 84 | 81 | 75 | 72 | 69 |
| | 4年生 | 25 | 24 | 24 | 22 | 21 |
| | 5年生 | 15 | 15 | 15 | 13 | 13 |
| | 6年生 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| | 高学年計 | 50 | 49 | 49 | 44 | 43 |
| | 合計 (A) | 134 | 130 | 124 | 116 | 112 |
| 確保の方策 (B) | | 60 | 60 | 100 | 100 | 140 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 |
| 差 (B-A) | | ▲74 | ▲70 | ▲24 | ▲16 | 28 |

単位：人、箇所

| 津乃峰小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 2年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 3年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 低学年計 | 12 | 12 | 9 | 9 | 9 |
| | 4年生 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| | 5年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 6年生 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| | 合計 (A) | 25 | 24 | 21 | 20 | 19 |
| 確保の方策 (B) | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 15 | 16 | 19 | 20 | 21 |

単位：人、箇所

| 桑野小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 2年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 3年生 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 |
| | 低学年計 | 33 | 33 | 30 | 30 | 27 |
| | 4年生 | 11 | 11 | 11 | 10 | 9 |
| | 5年生 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 6年生 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 高学年計 | 22 | 21 | 21 | 20 | 19 |
| | 合計 (A) | 55 | 54 | 51 | 50 | 46 |
| 確保の方策 (B) | | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 0 | 1 | 4 | 5 | 9 |

単位：人、箇所

| 山口小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 2年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 3年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 低学年計 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 4年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 5年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 高学年計 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 合計 (A) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保の方策 (B) | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

単位：人、箇所

| 吉井小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 2年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 3年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 低学年計 | 12 | 12 | 9 | 9 | 9 |
| | 4年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 5年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 6年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 高学年計 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 合計(A) | 18 | 18 | 15 | 15 | 15 |
| 確保の方策(B) | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差(B-A) | | 22 | 22 | 25 | 25 | 25 |

単位：人、箇所

| 橘小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 2年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 3年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 低学年計 | 12 | 12 | 12 | 9 | 9 |
| | 4年生 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 5年生 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 10 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| | 合計(A) | 22 | 21 | 21 | 17 | 17 |
| 確保の方策(B) | | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差(B-A) | | 0 | 1 | 1 | 5 | 5 |

単位：人、箇所

| 福井小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 2年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 3年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 低学年計 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 4年生 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 5年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 高学年計 | 8 | 8 | 7 | 6 | 6 |
| | 合計(A) | 17 | 17 | 16 | 15 | 15 |
| 確保の方策(B) | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差(B-A) | | 13 | 13 | 14 | 15 | 15 |

単位：人、箇所

| 椿小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 低学年計 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 4年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 5年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高学年計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計(A) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 確保の方策(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差(B-A) | | ▲4 | ▲4 | ▲4 | ▲4 | ▲4 |

単位：人、箇所

| 椿泊小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 2年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 3年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 低学年計 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 4年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 5年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高学年計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計(A) | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 |
| 確保の方策(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差(B-A) | | ▲4 | ▲4 | ▲4 | ▲4 | ▲1 |

単位：人、箇所

| 新野小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 2年生 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 3年生 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 低学年計 | 18 | 18 | 15 | 15 | 15 |
| | 4年生 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| | 5年生 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 高学年計 | 10 | 10 | 10 | 8 | 8 |
| | 合計(A) | 28 | 28 | 25 | 23 | 23 |
| 確保の方策(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差(B-A) | | ▲28 | ▲28 | ▲25 | ▲23 | ▲23 |

単位：人、箇所

| 新野東小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 低学年計 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 4年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 5年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6年生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高学年計 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 合計 (A) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保の方策 (B) | | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

単位：人、箇所

| 今津小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 2年生 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 3年生 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 低学年計 | 27 | 24 | 24 | 24 | 21 |
| | 4年生 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| | 5年生 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| | 6年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 高学年計 | 16 | 16 | 16 | 14 | 14 |
| | 合計 (A) | 43 | 40 | 40 | 38 | 35 |
| 確保の方策 (B) | | 43 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 |

単位：人、箇所

| 平島小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 |
| | 2年生 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 |
| | 3年生 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 |
| | 低学年計 | 60 | 57 | 54 | 51 | 48 |
| | 4年生 | 21 | 21 | 21 | 19 | 18 |
| | 5年生 | 13 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| | 6年生 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 高学年計 | 42 | 41 | 41 | 38 | 36 |
| | 合計 (A) | 102 | 98 | 95 | 89 | 84 |
| 確保の方策 (B) | | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 実施箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 差 (B-A) | | 18 | 22 | 25 | 31 | 36 |

単位：人、箇所

| 羽ノ浦小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 47 | 44 | 41 | 40 | 38 |
| | 2年生 | 47 | 44 | 41 | 40 | 38 |
| | 3年生 | 47 | 44 | 41 | 40 | 38 |
| | 低学年計 | 141 | 132 | 123 | 120 | 114 |
| | 4年生 | 39 | 38 | 38 | 35 | 34 |
| | 5年生 | 24 | 23 | 23 | 21 | 20 |
| | 6年生 | 16 | 15 | 15 | 14 | 13 |
| | 高学年計 | 79 | 76 | 76 | 70 | 67 |
| | 合計 (A) | 220 | 208 | 199 | 190 | 181 |
| 確保の方策 (B) | | 160 | 160 | 200 | 200 | 200 |
| | 実施箇所数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 差 (B-A) | | ▲60 | ▲48 | 1 | 10 | 19 |

単位：人、箇所

| 岩脇小学校区 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生 | 18 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| | 2年生 | 18 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| | 3年生 | 18 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| | 低学年計 | 54 | 51 | 48 | 48 | 45 |
| | 4年生 | 15 | 14 | 14 | 13 | 13 |
| | 5年生 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| | 6年生 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| | 高学年計 | 30 | 29 | 29 | 26 | 26 |
| | 合計 (A) | 84 | 80 | 77 | 74 | 71 |
| 確保の方策 (B) | | 40 | 40 | 80 | 80 | 80 |
| | 実施箇所数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 差 (B-A) | | ▲44 | ▲40 | 3 | 6 | 9 |

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 市内21小学校区を区域とします。
- 量の見込みについては、全体は国の示した方法に従って算出し、低学年については1年生：2年生：3年生を1：1：1の割合で高学年については、4年生：5年生：6年生を5：3：2の割合で按分し算出しました。小学校区ごとについては小学校区別の児童数構成比で按分し算出しました。
- 市内いくつかの小学校区では、高学年児童の受入れやニーズ増により見込みを上回る利用が予想されます。今後は、学校再編にあわせたクラブのあり方の検討に加え、民間の放課後児童クラブや児童館の利用を含め、年度毎の利用状況をみながら、クラブによっては、定員の拡大や新たな施設・支援員の確保を行う必要があります。また、事業継続のため民間事業者への事業委託を含め安定した供給体制の確保に努めます。

■子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児等の支援を行う事業です。

単位：人日

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 58 | 56 | 55 | 53 | 51 |
| 確保の方策 (B) | 30 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 差 (B-A) | ▲28 | 4 | 5 | 7 | 9 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○令和7年度中に供給体制を確保し、令和8年度以降の安定した事業の実施に努めます。

■児童育成支援拠点事業

養育環境に課題のある児童に安全安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。こども一人ひとりの状況を丁寧に把握・評価し、さまざまな関係機関と協力しながら、こどもの健やかな成長を支える総合的な支援事業です。

単位：人

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 17 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| 確保の方策 (B) | 0 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| 実施箇所数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 差 (B-A) | ▲17 | ▲17 | 4 | 4 | 5 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○供給体制の確保に努めます。

■親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

単位：人

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 24 | 23 | 23 | 22 | 21 |
| 確保の方策 (B) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 差 (B-A) | 16 | 17 | 17 | 18 | 19 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業については、現在「BPプログラム」として実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと思われます。

■妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子健康及び子育てに関する情報の提供を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の推進を図ることを目的としています。

単位：回

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み (A) | 942 | 903 | 864 | 828 | 792 |
| 面接回数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 確保の方策 (B) | 942 | 903 | 864 | 828 | 792 |
| 差 (B-A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○令和7年度からこども家庭センターで実施し、引き続き供給体制の確保に努めます。

■産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

| 市全域 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 124 | 119 | 114 | 109 | 105 |
| 確保の方策(B) | 124 | 119 | 114 | 109 | 105 |
| 差(B-A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○助産師による自宅への訪問型産後ケアを実施しており、引き続き供給体制の確保に努めます。

5 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、令和5年3月に策定した「阿南市教育・保育施設整備基本方針」の考え方に基づき、地域の実情を踏まえて認定こども園化への推進と、民間活力の導入を図ることで持続可能な財政運営を継続し、効果的・効率的な事業の推進に努め、保護者が安心して子どもをあずけられる保育環境の整備を行うこととします。

また、公立幼稚園・保育所等の整備により集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の充実や近い将来発生が想定される大規模災害時の防災の視点を踏まえた安全・安心な施設環境の確保を図り、教育・保育環境の質の向上に努めます。

■阿南市教育・保育施設整備実施計画【年次計画】

| エリア | 施設名称 | 施設経過年数(年) | 入所児童R6.4(人) | 前期 | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 中期 | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 後期 | |
|---------------|-----------|-----------|-------------|-------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------|------------------|
| | | | | 2025年～2029年 (R7～R11) | | 2030年～2034年 (R12～R16) | | 2035年～2039年 (R17～R21) | |
| 阿南中校区 | 富岡保育所 | 54 | 80 | 150人規模 認定こども園 | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 150人規模 認定こども園 | |
| | 富岡幼稚園 | 51 | 31 | | | | | | |
| | 寿保育所 | 50 | 7 | | | | | | |
| | 見能方保育所 | 36 | 28 | | | 閉所を含めた今後の在り方検討 | | | |
| | 見能林幼稚園 | 34 | 38 | | | 閉所を含めた今後の在り方検討 | | | |
| | 津乃峰保育所 | 36 | 25 | | | 閉所を含めた今後の在り方検討 | | | |
| | (私立6施設) | | 321 | | | | | | |
| 阿南一中・加茂谷中校区 | 宝田こどもセンター | 43 | 74 | 100人規模 認定こども園 | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 100人規模 認定こども園 | |
| | 本庄保育所 | 50 | 10 | | | | | | |
| | 長生保育所 | 45 | 24 | | | | | | |
| | 明星保育所 | 48 | 59 | | | 100人規模 認定こども園 | | | 100人規模 認定こども園 |
| | 中野島保育所 | 44 | 24 | | | | | | |
| | 横見保育所 | 51 | 12 | 少人数による休園統合の検討 | | | | | |
| | 横見幼稚園 | 45 | 8 | 少人数による休園統合の検討 | | | | | |
| | 大野保育所 | 42 | 24 | | | 閉所を含めた今後の在り方検討 | | | |
| | 大野幼稚園 | 49 | 32 | | | 閉所を含めた今後の在り方検討 | | | |
| | 加茂谷幼稚園 | 44 | 11 | 少人数による休園統合の検討 | | | | | |
| | (私立2施設) | | 125 | | | | | | |
| 中阿南・新二野中・福井校区 | 桑野保育所 | 44 | 46 | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 100人規模 認定こども園 | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 100人規模 認定こども園 | |
| | 新野こどもセンター | 23 | 47 | | | | | | |
| | 福井保育所 | 33 | 15 | 少人数による休園統合の検討 | | | | | |
| | 橘こどもセンター | 11 | 39 | | | | | | |
| 那賀川中校区 | 今津こどもセンター | 20 | 79 | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 公私連携型 認定こども園 | |
| | 平島こどもセンター | 16 | 139 | | | | | | |
| | (私立1施設) | | 95 | | | | | | |
| 羽ノ浦中校区 | 羽ノ浦くるみ保育所 | 47 | 75 | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | | 見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する) | 公私連携型 認定こども園 | |
| | 岩脇こどもセンター | 7 | 134 | | | | | | |
| | (私立4施設) | | 322 | | | | | | |

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されました。それに伴い、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等（一時預かりや病児保育事業やファミリー・サポート・センターなどを含む）を利用した際の利用料に対して、無償化給付請求によって、給付上限までの範囲を支給する給付制度「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市では、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案するとともに、教育・保育施設と協働し、適切な給付を実施します。

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないため、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を促進するとともに、満3歳児クラスが設置されていない地域においては、その設置を推進する取組を進めていく必要があります。これにより、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との円滑な連携と接続体制の整備を図ることが求められます。

本市では、私立幼稚園が充実していることから、乳児等通園支援事業を満3歳になるまで利用した後も、継続して幼稚園を利用することが可能です。この環境により、保護者は安心して子どもを預けられる体制が整備されています。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健、医療・福祉、教育、生涯学習、勤労、雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたるため、こども・若者・子育て支援施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めるとともに、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

市民や関係機関・団体との連携に加え、こども・若者自身が施策に理解を深め、意見を表明しやすい環境づくりが重要です。こども・若者の視点に立った情報発信を行い、こども・若者の参加を促進することで、多様な視点での意見聴取、地域のニーズの的確な把握が可能となり、持続可能な支援体制の構築につながります。

また、市民、教育・保育施設などの関係機関・団体の代表、学識経験者から組織されている「阿南市こどもまんなか会議」を通して、こども施策の総合的かつ計画的な推進のために、会議から幅広い意見をうかがい、計画の実行性を高めます。

さらに、子育て支援に関して主体的に取り組む市民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者などの各種関係機関・団体の協力を得て、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、政策の一貫性を保持し、広域的なネットワークを形成における地域間の協力の促進、また成功事例の活用を含めた専門的知識の活用の面においても国や県との連携は重要です。

こどもの最善の利益が尊重され、誰もが安心してこどもを産み育てることができ、こども・若者がいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく中で、国における今後の制度改革等の動きを注視し、国や県との連携を強化していきます。これにより、本市の役割を十分に果たし、包括的な子育て支援体制を構築します。必要に応じて、国や県へ具体的な要望を伝え、地域の実情に即した支援策を提案・実施していきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理については、各施策の取組状況について年度ごとに点検と評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しを検討し、計画を総合的かつ円滑に推進していきます。

なお、取組状況については、「阿南市こどもまんなか会議」に報告し、こども施策の今後の方向性についての意見を聴取します。また、広報紙やインターネットを活用した多様な媒体を通じて、各施策の内容や取組状況についての情報を公開し、広く市民への周知に努め、幅広い意見を施策に活かしながら一層の推進を図ります。

(2) 社会・経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の施策の動向など、状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に計画を推進していきます。

また、計画に挙げた施策等は、状況の変化に応じて随時見直しを行うものとし、地域のニーズに即した支援策を継続して提供していくことをめざします。



Ⅰ 策定体制

(1) 阿南市こどもまんなか会議条例

■阿南市こどもまんなか会議条例

平成25年9月26日

阿南市条例第23号

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、阿南市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 こどもまんなか会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) こども施策の推進に関する事項
- (2) 法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事項
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 こどもまんなか会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 支援法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）又はこども施策に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、こどもまんなか会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、こどもまんなか会議に専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 こどもまんなか会議の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 こどもまんなか会議は、委員及び議事に関係のある専門委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 こどもまんなか会議の議事は、出席した委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 こどもまんなか会議の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 こどもまんなか会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必要な事項は、会長がこどもまんなか会議に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(阿南市次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例の廃止)
- 2 阿南市次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例(平成16年阿南市条例第2号)は、廃止する。

(2) 阿南市こどもまんなか会議 委員名簿

(令和8年2月1日現在)

| 条 例 | 氏 名 | 区 分 |
|------|--------|----------------|
| 1号委員 | 伊勢 有紀子 | 市立保育所保護者 |
| 〃 | 西條 慈史 | 私立保育所保護者 |
| 〃 | 岡山 直樹 | 小学校保護者 |
| 〃 | 石塚 賢司 | 中学校保護者 |
| 2号委員 | 谷 真澄 | 事業主を代表する者 |
| 3号委員 | 前川 和広 | 労働者を代表する者 |
| 4号委員 | 青木 吏佳 | 市立保育所長 |
| 〃 | 睨尾 美佐 | 私立保育園長 |
| 〃 | 木内 啓嗣 | 私立幼稚園長 |
| 〃 | 仁木 博史 | 小学校長 |
| 〃 | 木下 敦志 | 中学校長 |
| 〃 | 霜田 泰徳 | 不登校支援コーディネーター |
| 〃 | 磯部 健太郎 | 児童養護施設 |
| 5号委員 | 松浦 好子 | 主任児童委員 |
| 〃 | 片山 美幸 | 放課後児童クラブ連絡協議会 |
| 〃 | 森田 範子 | 学識経験者 |
| 〃 | 高杉 康代 | 県南部こども女性相談センター |
| 6号委員 | 金久 博 | 阿南市議会文教厚生委員長 |
| 〃 | 井本 友子 | 公募委員 |
| 〃 | 撫養 海斗 | 公募委員 |

2 計画策定の経緯

| 日程 | 事項 | 内容 |
|----------------------------|-------------------------------------|--|
| 【令和7年】 6月2日 | 第1回阿南市 こどもまんなか会議 | ・こども計画の策定について |
| 7月4日～ 9月1日 | アンケート調査 (こども・若者の意識と 生活に関する調査) | ・阿南市内中学校の2年生、15～29歳の市民、市職員を対象とした生活状況調査の実施 |
| 9月5日～ 9月26日 | アンケート調査 (不登校・ひきこもり支 援者調査) | ・阿南市内の不登校・ひきこもり支援者を対象とした日頃の活動内容などに関する調査の実施 |
| 9月24日 | 第2回阿南市 こどもまんなか会議 | ・こども・若者の意識と生活に関する調査結果 ・阿南市こども計画骨子案について |
| 11月26日 | 第3回阿南市 こどもまんなか会議 | ・阿南市こども計画素案について ・パブリックコメントの実施について |
| 12月18日 | パブリックコメント (富岡西高校の生徒) | ・富岡西高校の生徒向けワークショップ形式でのパブリックコメントの実施 |
| 12月26日～ 【令和8年】 1月16日 | パブリックコメント (市民) | ・市民向けパブリックコメントの実施 |
| 1月12日～ 1月23日 | パブリックコメント (中学2年生) | ・阿南市内中学校の2年生向けパブリックコメントの実施 |
| 2月27日 | 第4回阿南市 こどもまんなか会議 | ・パブリックコメントの結果について ・阿南市こども計画最終案について |
| 3月 | 計画策定 | |

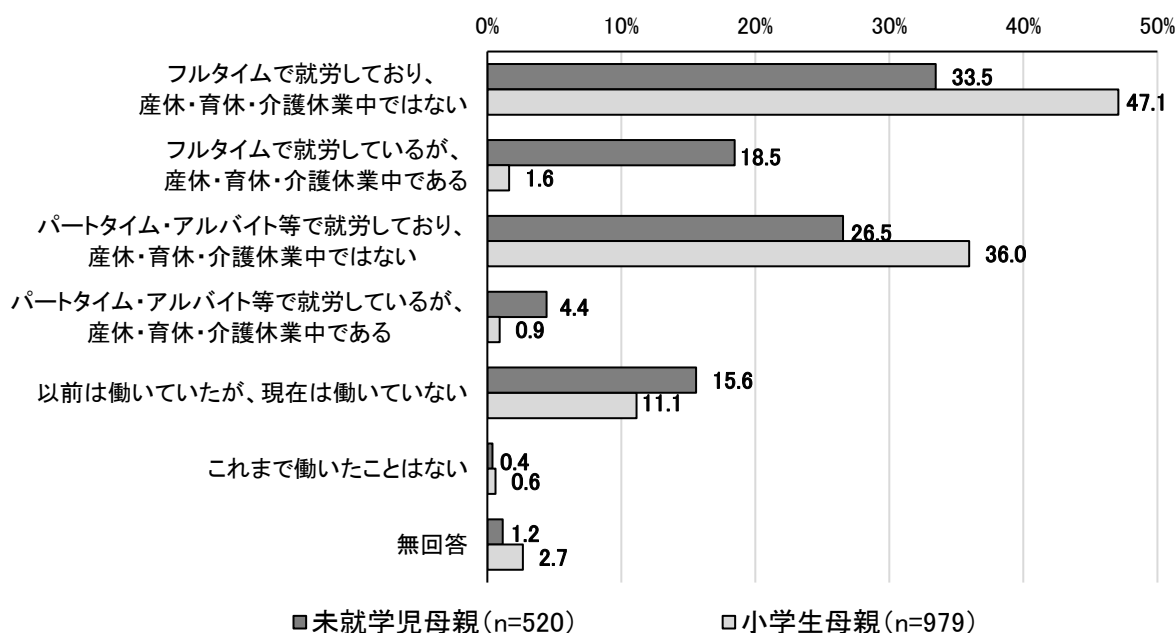
3 アンケート結果（抜粋）

（1）子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査結果

Q お子さんの保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください。
（1つに〇）

母親の就労状況をみると、フルタイムもしくはパートタイム・アルバイト等で就労している人の割合の合計（産休・育休・介護休業中を含む）は、未就学児母親 82.9%、小学生母親 85.6%となっています。

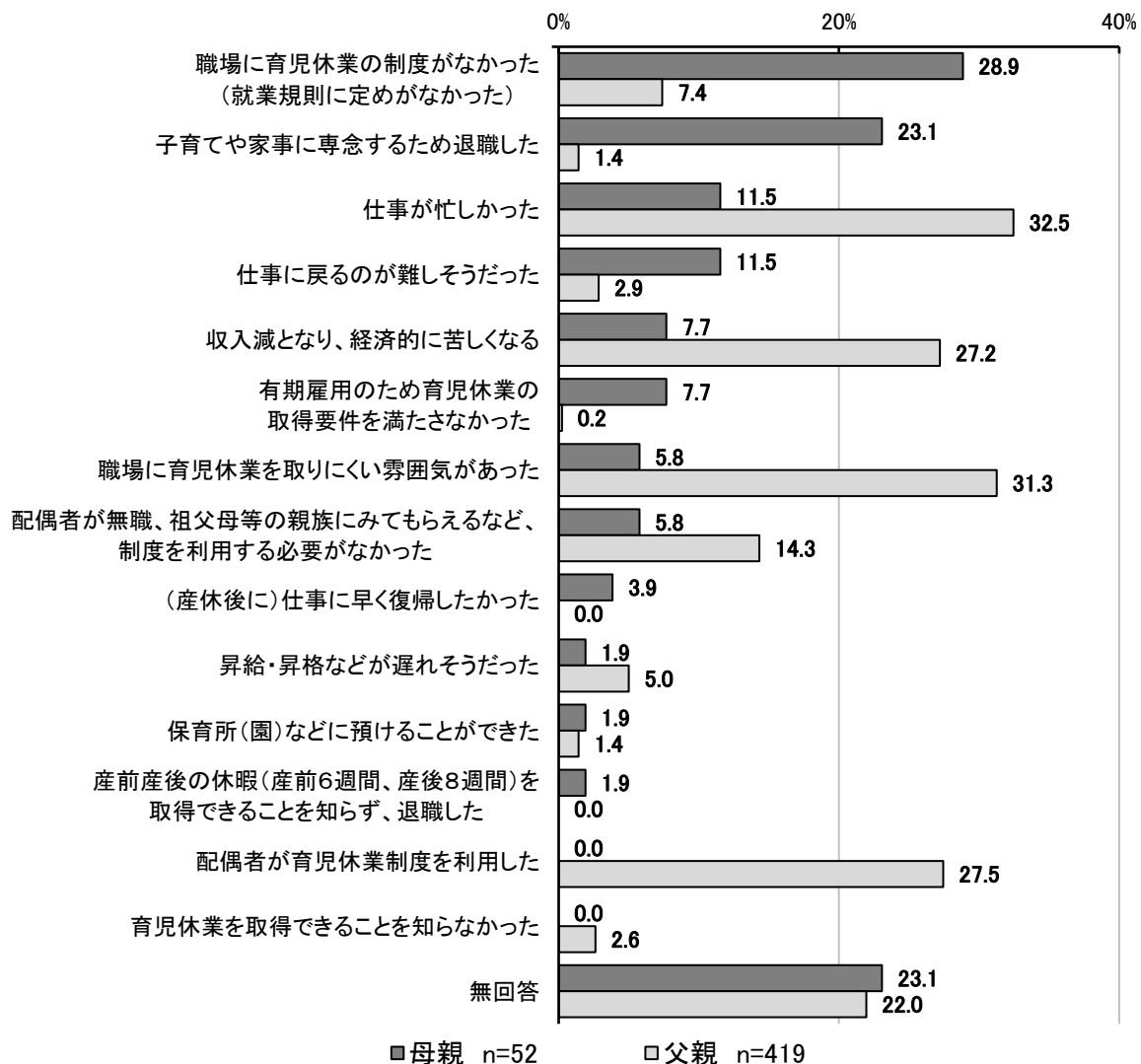
【未就学児・小学生の母親】



Q 育児休業を取得していない方におうかがいします。取得していない理由は何ですか。
(〇はいくつでも)

育児休業を取得していない理由をみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が28.9%と最も高く、父親では、「仕事が忙しかった」が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が31.3%となっています。

【未就学児保護者】

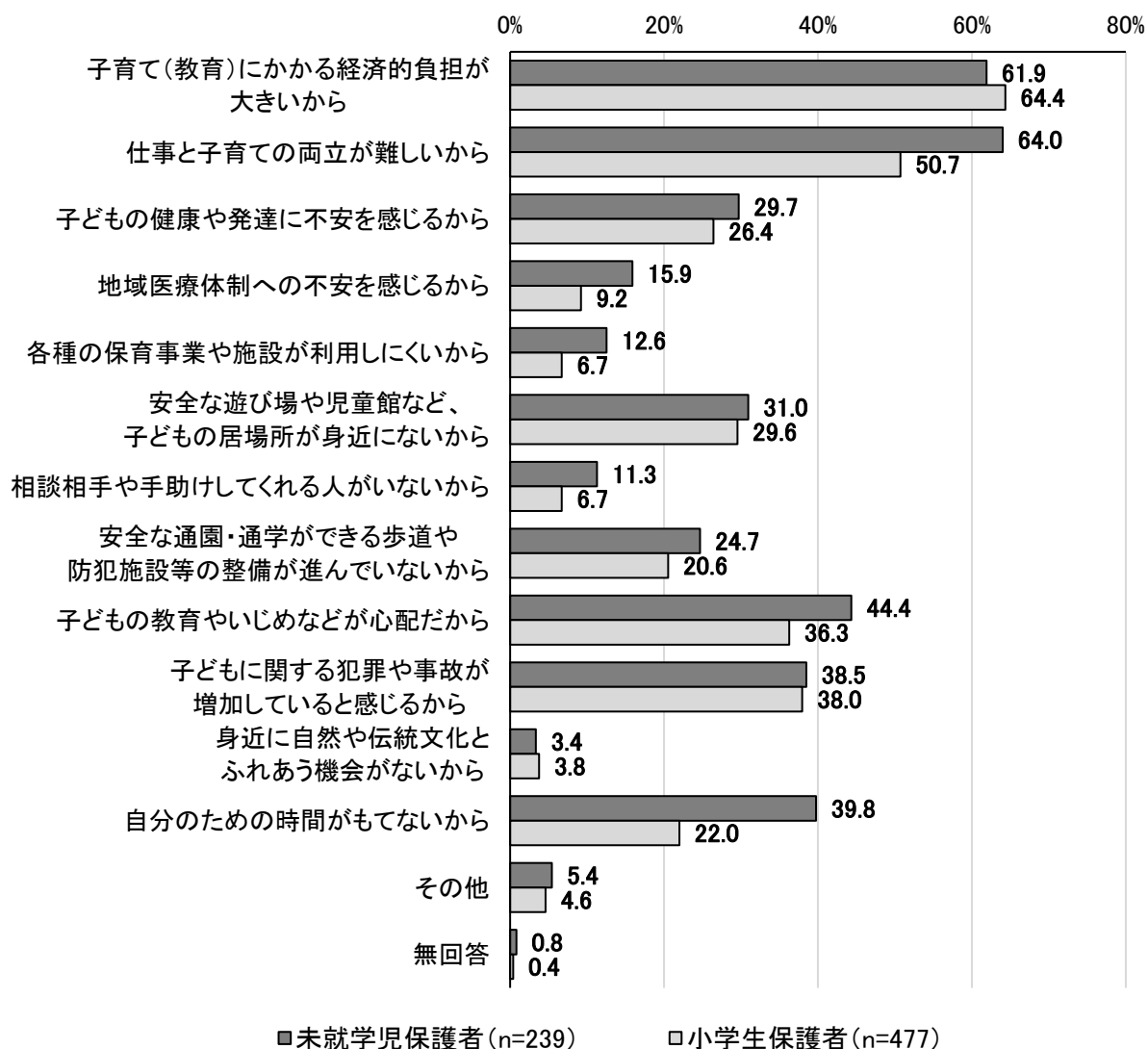


Q 「子育てについて、どのように感じていますか」という問いに「不安や負担を感じる」と回答した方にうかがいます。

どのような理由で不安や負担を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

子育てに不安や負担を感じる割合は、未就学児、小学生保護者とも前回調査からは減少しています。そのような状況で、子育てで感じる不安や負担の理由をみると、未就学児保護者では「仕事と子育ての両立が難しいから」が64.0%と最も高く、小学生保護者では「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きいから」の割合が64.4%と最も高くなっています。

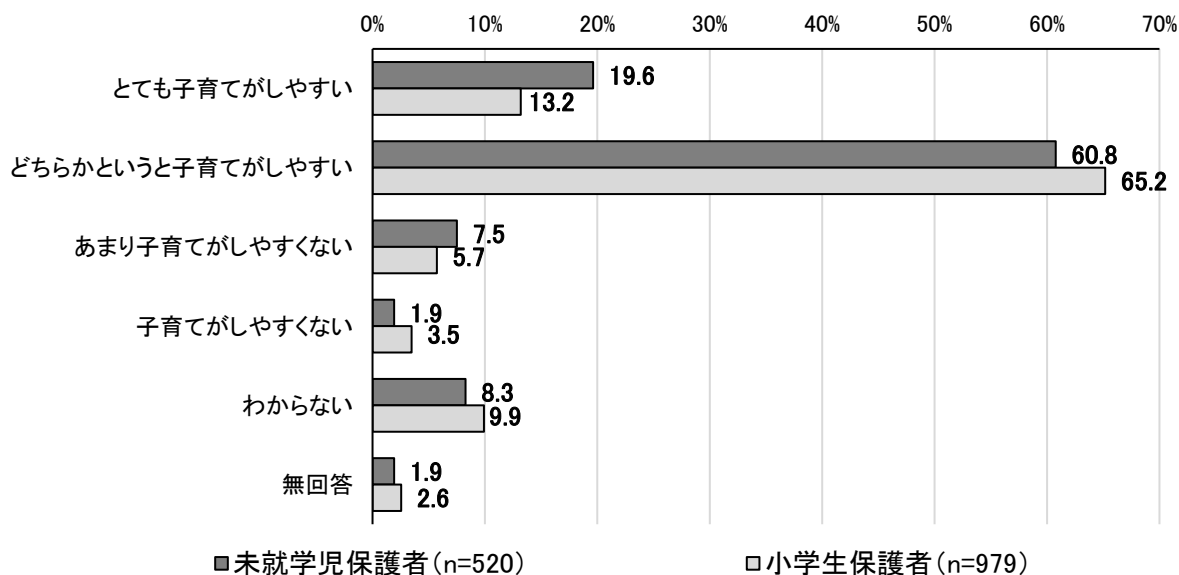
【未就学児・小学生保護者】



Q 阿南市は子育てがしやすいところだと思いますか。(1つに○)

阿南市の子育てのしやすさをみると、『子育てしやすい』(「とても子育てしやすい」と「どちらかという子育てしやすい」の割合の合計)が、未就学児保護者 80.4%、小学生保護者 78.4%となっています。いずれの保護者も前々回調査、前回調査より子育てしやすい意識が増えています。

【未就学児・小学生保護者】



| | 未就学児保護者 | | | 小学生保護者 | | |
|----------------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 | 今回調査 | 前回調査 | 前々回調査 |
| とても子育てしやすい | 19.6% | 17.2% | 9.6% | 13.2% | 9.1% | 7.4% |
| どちらかという子育てしやすい | 60.8% | 63.1% | 59.4% | 65.2% | 68.8% | 61.7% |
| 計 | 80.4% | 80.3% | 69.0% | 78.4% | 77.9% | 69.1% |

(2) 子どもの生活状況調査結果

<調査分析にあたって>

保護者・こどもの生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、阿南市の現状を分析しました。「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行いました。

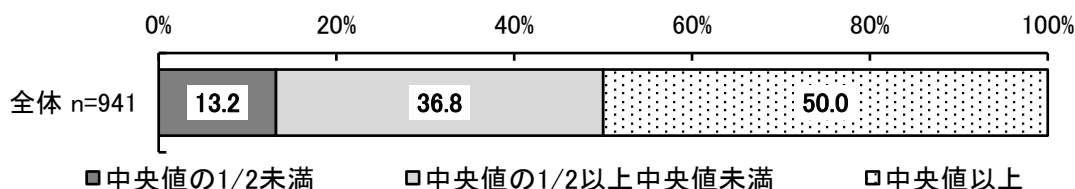
○等価世帯収入※の算出結果

| 分類 | | 阿南市 | 国 |
|--------------------|----------------|---------|---------|
| 中央値※となる等価世帯収入 | | 305.0万円 | 317.5万円 |
| 中央値の2分の1となる等価世帯収入 | | 152.5万円 | 158.8万円 |
| 中央値の2分の1未満 | 貧困の課題あり | 13.2% | 12.9% |
| 中央値の1/2以上 中央値未満 | 貧困の課題を抱えるリスクあり | 36.7% | 36.9% |
| 中央値以上 | | 50.1% | 50.2% |

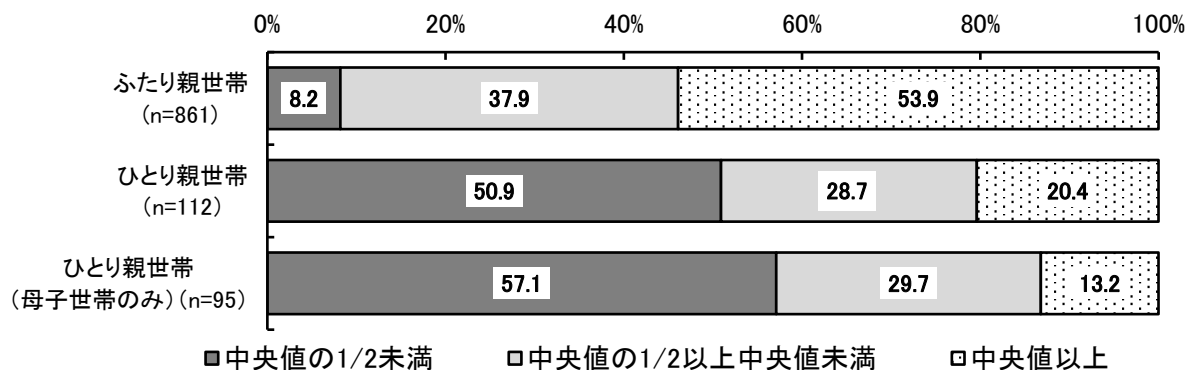
※等価世帯収入：世帯の収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことです。この調整により、世帯の規模による生活水準の違いを考慮し、異なる規模の世帯間で所得を比較することができます。

※中央値：全世帯の等価世帯収入を低い順に並べたときに、ちょうど真ん中に位置する金額のことです。この中央値を基準として、その半分の金額を「貧困線」と定義し、それ未満の所得の世帯を相対的貧困状態＝貧困の課題ありとみなします。

■阿南市の等価世帯収入の水準



■阿南市の世帯の状況別、等価世帯収入の水準



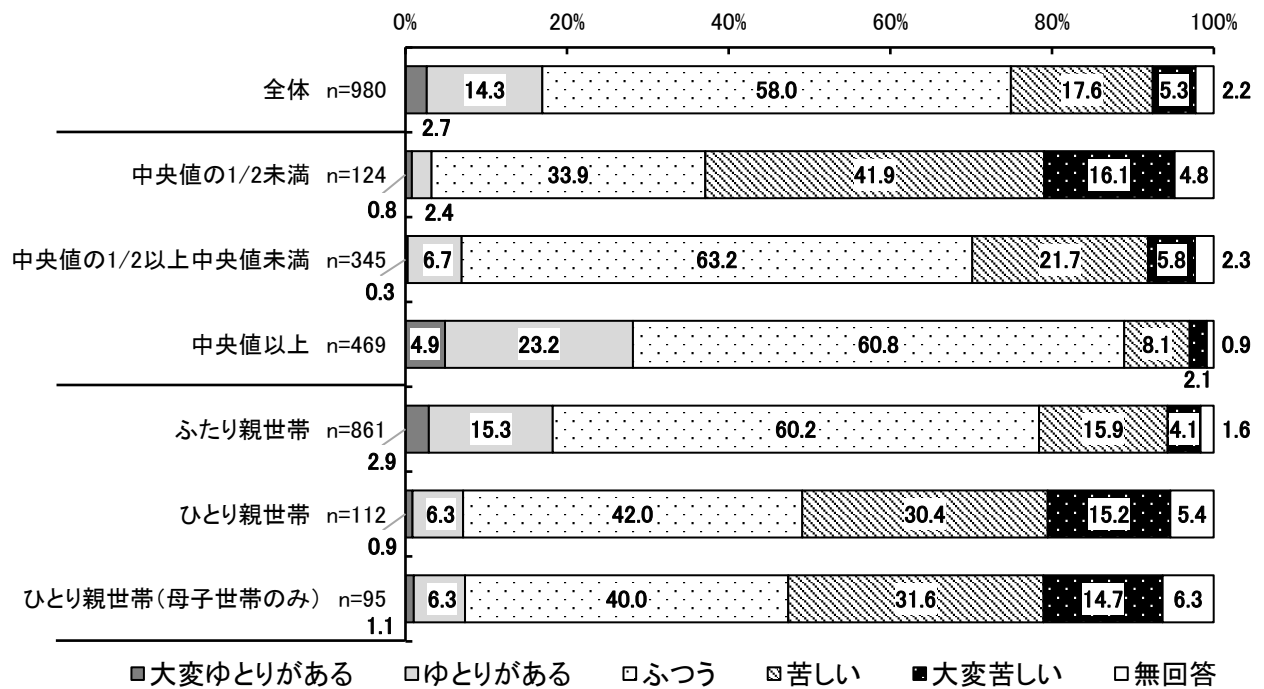
Q あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(1つに○)

現在の暮らしの状況についてみると、全体では、「ふつう」の割合が58.0%と最も高くなっています。

等価世帯収入でみると、「中央値の1/2未満」では、『苦しい』(「苦しい」と「大変苦しい」の合計、以下同じ)が58.0%と過半数になっています。

世帯状況別でみると、「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯(母子世帯のみ)」の『苦しい』が45.6%と46.3%と半数弱となっています。

【保護者】



Q あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料・衣服・公共料金を買えなかったり、未払いになったことがありましたか。(1つに○)

お金が足りなくて、衣料、衣服が買えなかったり、公共料金が未払いになった経験をみると、どの項目でも「全体」の平均が一桁台の割合に対して、「中央値の1/2未満」と「ひとり親」は、二桁台となっており、「衣類」や「公共料金」では20%を超えています。

【保護者】

| | | |
|------|----------------------------------|----------------|
| 食料 | ・(全体)「よくあった」+「ときどきあった」 | = 5.3% |
| | ・(中央値の1/2未満)「よくあった」+「ときどきあった」 | = <u>17.8%</u> |
| | ・(ひとり親)「よくあった」+「ときどきあった」 | = <u>13.4%</u> |
| 衣類 | ・(全体)「よくあった」+「ときどきあった」 | = 6.1% |
| | ・(中央値の1/2未満)「よくあった」+「ときどきあった」 | = <u>22.6%</u> |
| | ・(ひとり親)「よくあった」+「ときどきあった」 | = <u>14.3%</u> |
| 公共料金 | ・(全体) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払 | = 4.8% |
| | ・(中央値の1/2未満) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払 | = <u>21.0%</u> |
| | ・(ひとり親) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払 | = <u>15.2%</u> |

Q あなたは、将来、どの学校に進学したいですか。(1つに○)

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、こどもが将来どの段階まで進学するか、こどもと親の回答を比べると、

①高校まで (親全体 17.2%)

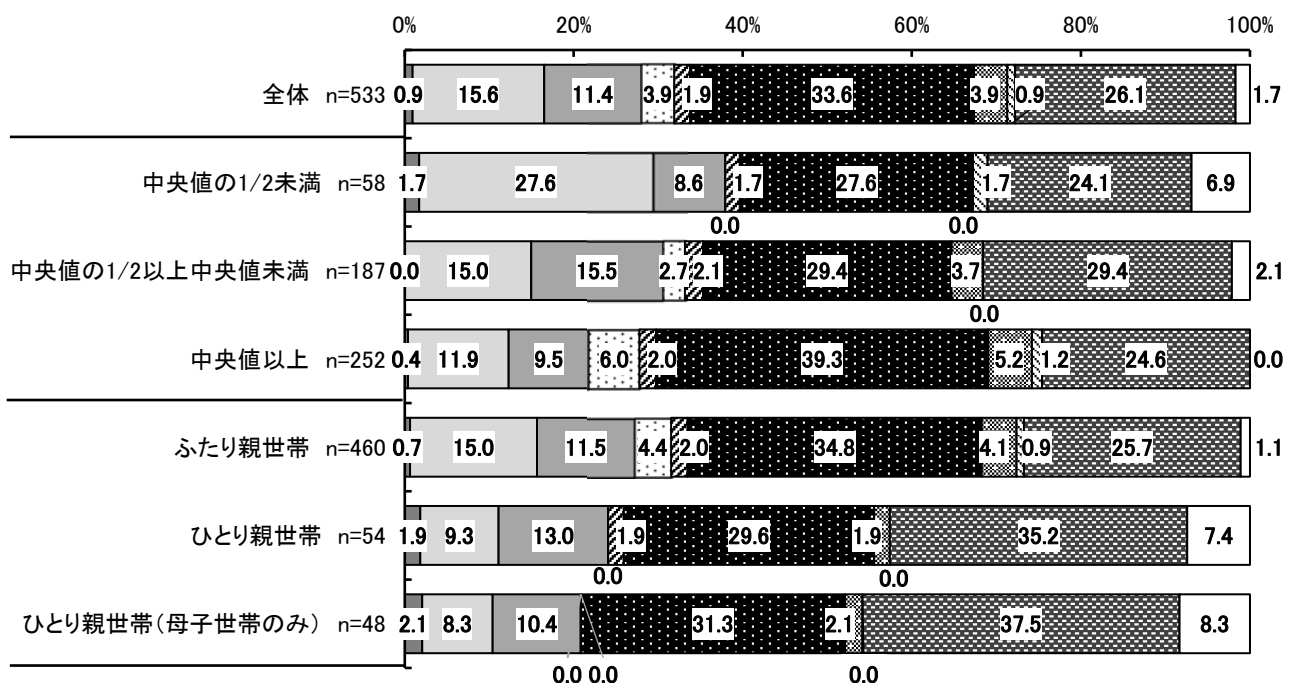
(中央値の1/2未満) 小学生 27.6% 中学生 23.9% 親 33.9%
 (ひとり親) 小学生 9.3% 中学生 22.0% 親 26.8%

②大学まで (親全体 48.3%)

(中央値の1/2未満) 小学生 27.6% 中学生 31.3% 親 25.0%
 (ひとり親) 小学生 29.6% 中学生 37.3% 親 32.1%

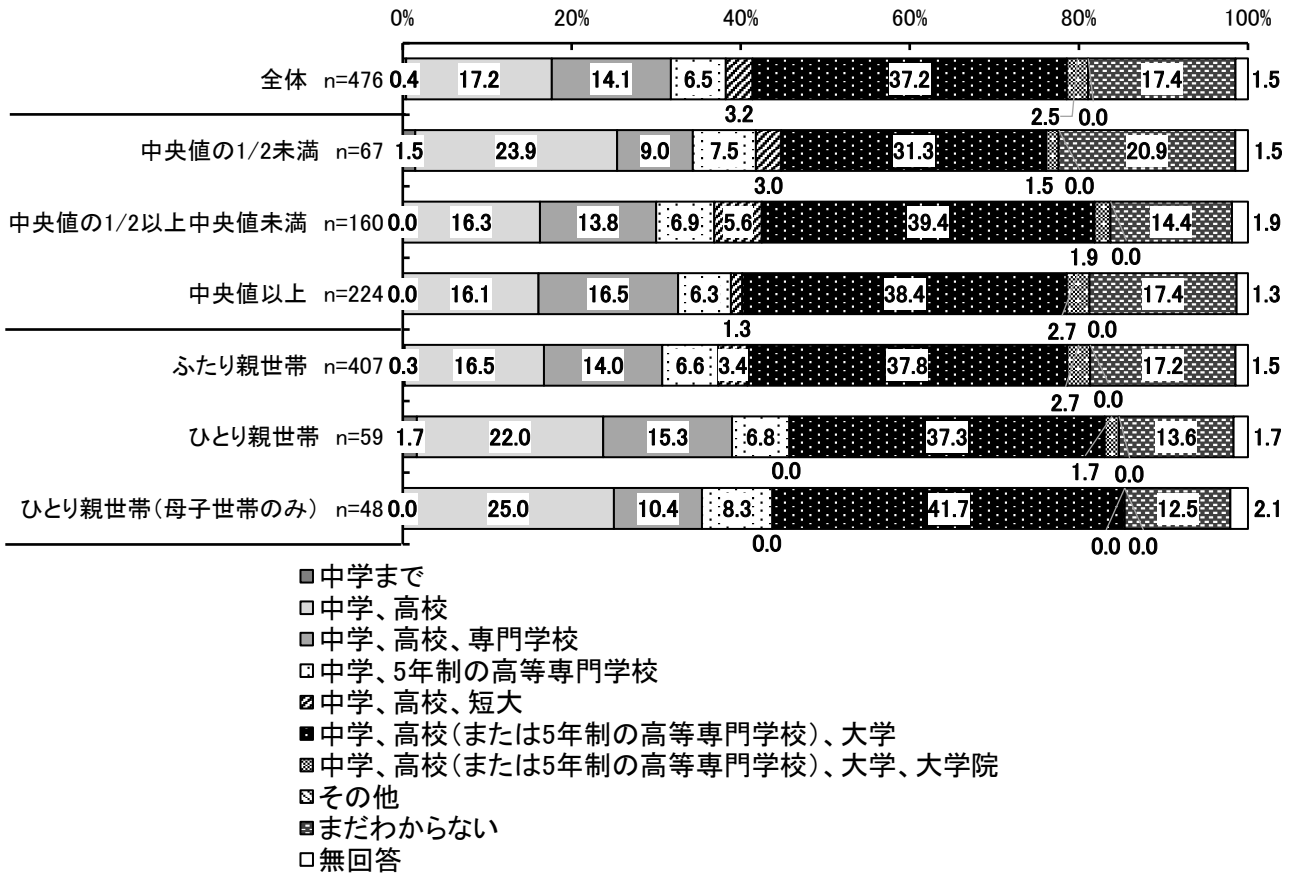
高校までをみると、こどもの希望より親の現実的な意向の方が多く、大学までをみると中学生は親の意向よりも希望の方が多くなっており、こどもの将来の進学先への影響を与えています。

【小学生】

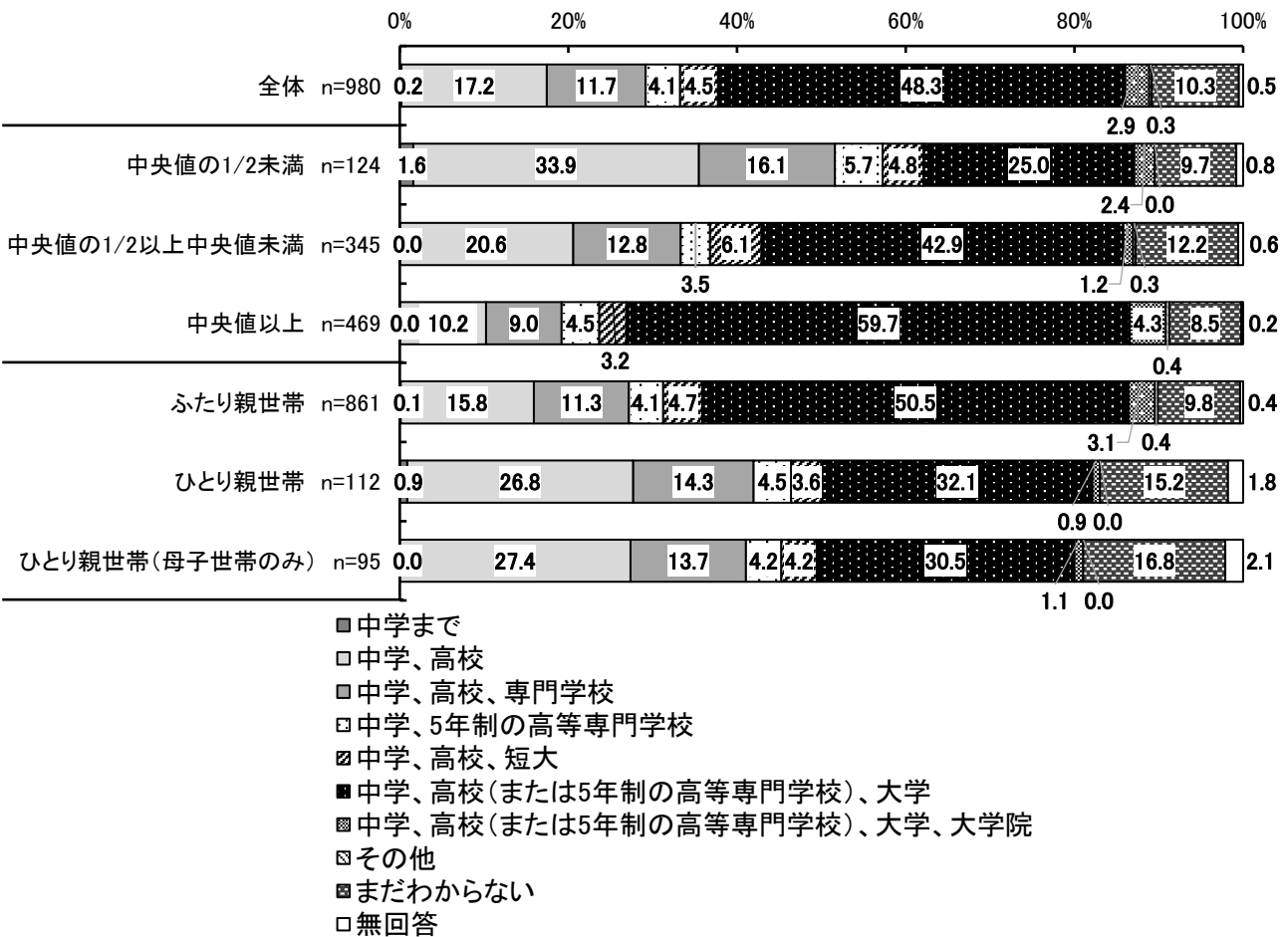


- 中学まで
- 中学、高校
- 中学、高校、専門学校
- 中学、5年制の高等専門学校
- ▨ 中学、高校、短大
- 中学、高校(または5年制の高等専門学校)、大学
- ▨ 中学、高校(または5年制の高等専門学校)、大学、大学院
- ▨ その他
- ▨ まだわからない
- 無回答

【中学生】



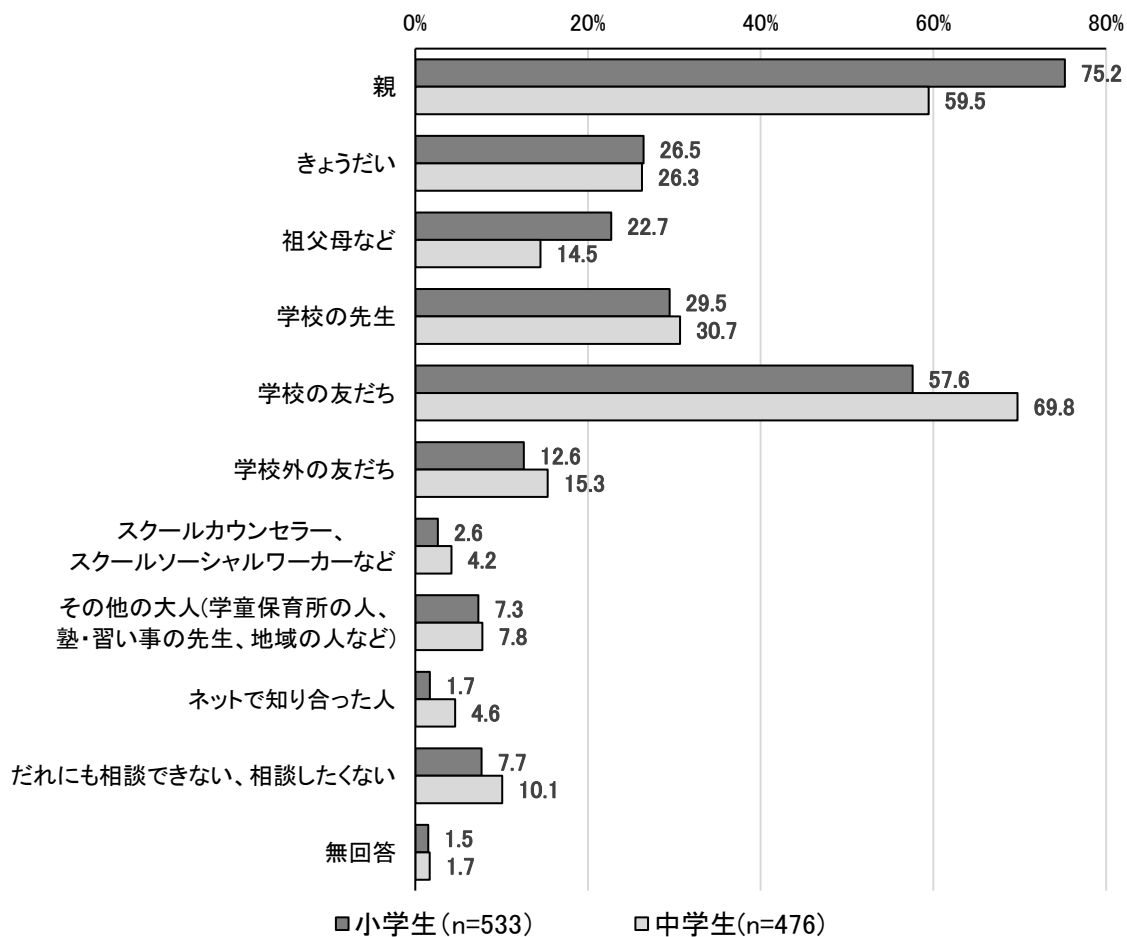
【保護者】



Q あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。（あてはまるものすべてに○）

相談相手（先）についてみると、小学生では「親」の割合が75.2%と最も高く、中学生では「学校の友だち」が69.8%となっています。一方、「だれにも相談できない、相談したくない」が小学生7.7%、中学生10.1%となっています。

【小学生・中学生】



(3) 子ども・子育て支援、子どもの貧困に関する調査結果

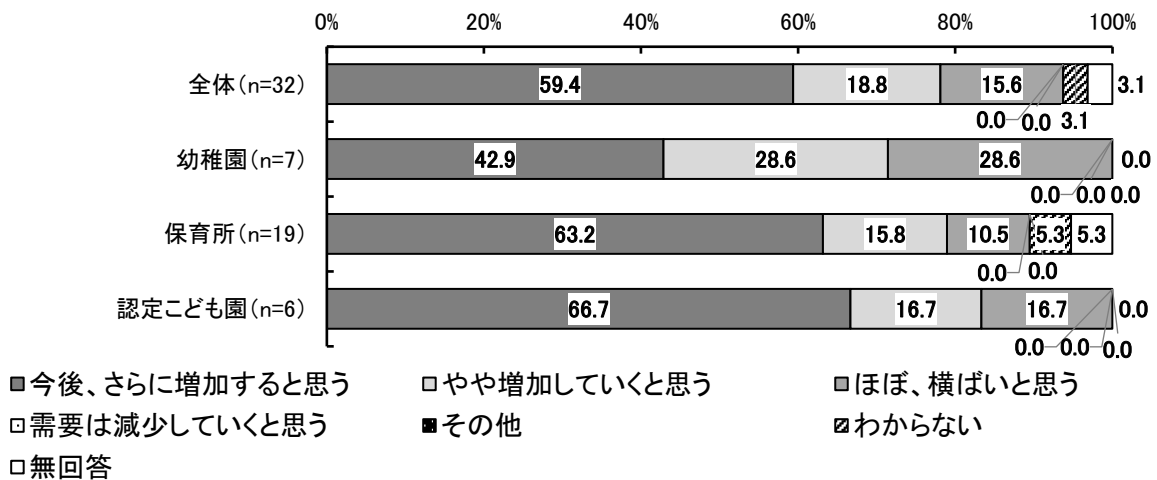
■子育ての悩みを抱える保護者

- 施設を利用するこどもの様子は、「甘える子が多い」「自分の思いを伝えられない」などの発達段階や環境に関連した特徴も挙げられているほか、最近のこどもたちの特徴としてYouTube等の動画を見る時間が多い、動画やゲームの情報で友達とつながっているなどの状況がみられています。施設関係者の意見では、保護者4人のうち3人は、こどもの発育・発達に不安や悩みを抱えている人がいると挙げられています。
- 保護者の方が、子育てをするにあたってどのような悩みや問題を抱えていると感じるかについては、不安や悩みは、子育ての仕方、こどものしつけ方、こどもとの接し方、こどもの気持ちがかみ取れない等、多岐にわたっています。
- また、話し相手がないことや相談相手がないこと、パートナー以外に子育てを手伝ってもらえる人がいない不安を抱え子育てで孤立する課題がみえます。

■今後の保育サービスの重要性

- 幼稚園・保育関係施設に今後の保育サービスの見通しについて尋ねたところ、全体では、「今後、さらに増加すると思う」と「やや増加していくと思う」の合計が78.2%と約8割を占めており、「需要は減少していくと思う」の回答は0%となっています。

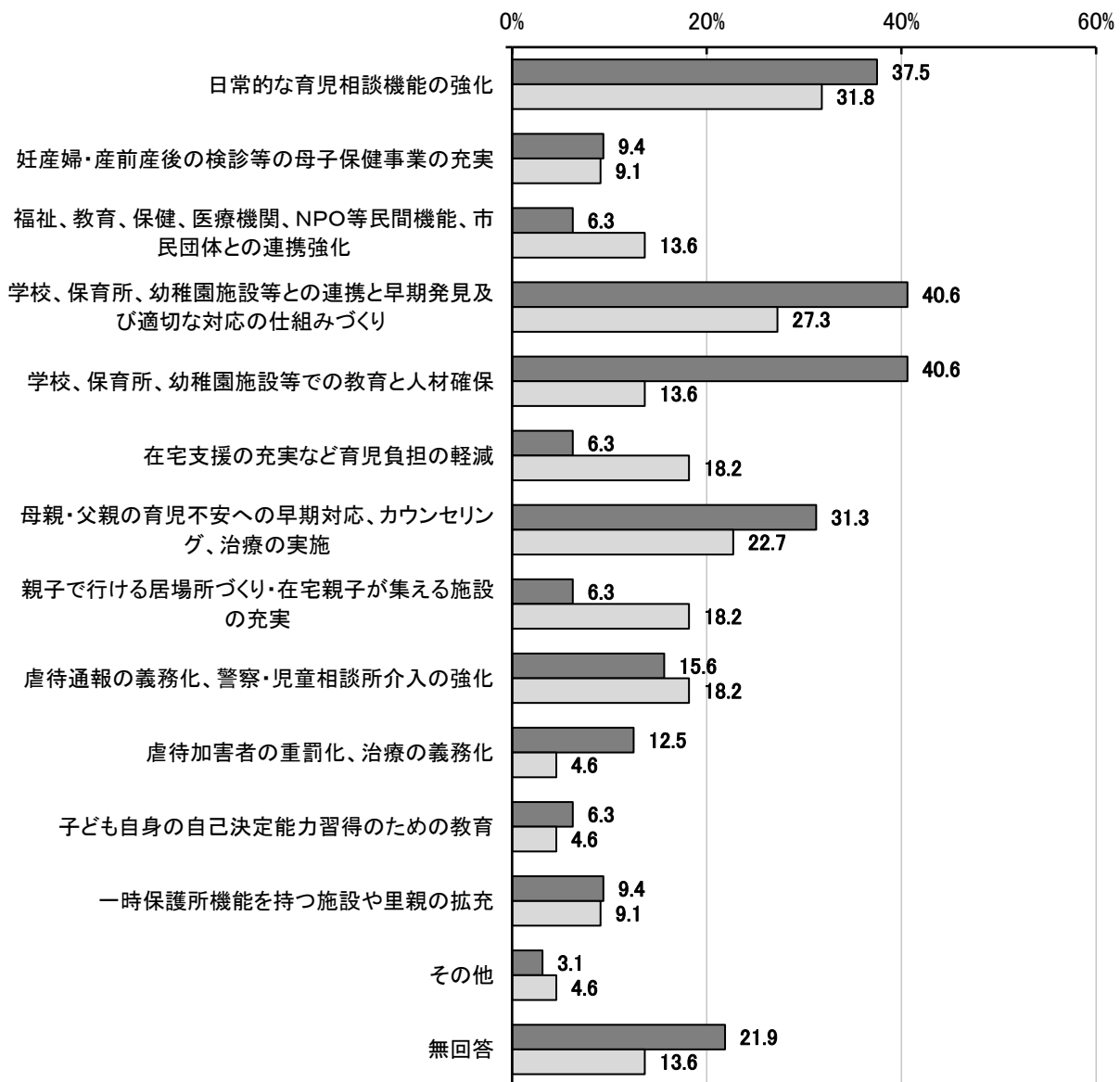
Q1 今後の保育サービスの需要



■虐待防止に必要な取組

- 児童虐待を防止するために必要な取組としては、幼稚園・保育所関係施設では、「学校、保育所、幼稚園施設等との連携と早期発見及び適切な対応の仕組みづくり」、「学校、保育所、幼稚園施設等での教育と人材確保」が最も多い結果となりました。また、子育て支援関係団体・機関では「日常的な育児相談機能の強化」が最も多くなっています。児童虐待防止には、教育機関と支援機関が連携し、専門的な知識を持つ人材の育成と相談体制の強化が必要であることが示唆されています。
- 保護者の母親や父親の育児不安への早期対応、カウンセリング、治療の実施の必要性も挙げられています。

Q2 児童虐待を防止するために必要な取組



■幼稚園、保育関係施設(n=32)

□子育て支援関係団体・機関(n=22)

■今後行いたいこと、充実したいこと

- 今後、行いたいこと、充実したいことについて、幼稚園・保育園関連施設では、保育士研修や保育士の確保、保護者支援の充実が多く挙げられ、質の高い保育の実現が求められています。そのために、保健センター、他の保育所（園）等、専門性の高い関係者との連携を重視しています。
- 子育て支援関係団体・機関では、専門知識を持つ人材の確保や地域との連携強化、子育て相談機能の充実が重視され、親子が気軽に利用できる環境作りが期待されています。そのため、行政に求める支援としては、人材の確保や運営資金の安定化に対する支援、相談窓口の整備等に関する意見が見られます。

■こどもの貧困

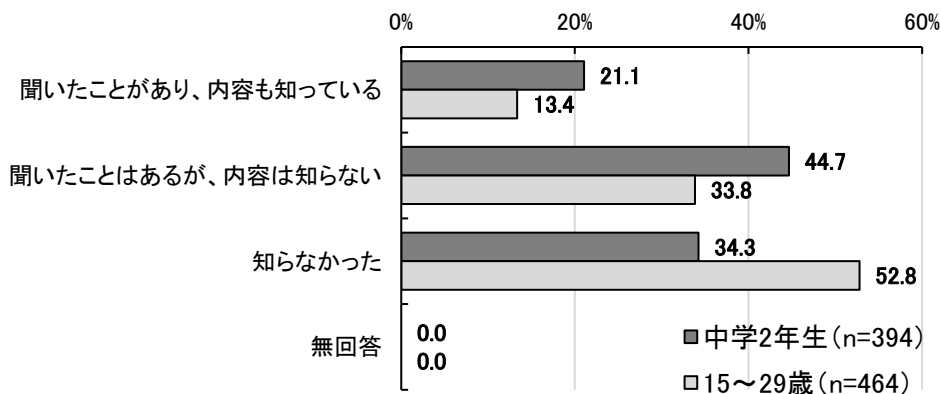
- 教育関係者の意見では、学校だけの対応には限界があるとの意見が出されています。家庭との関係構築の難しさや、貧困の兆候を見逃さない観察の重要性を認識しており、地域全体での支援体制の構築、関係機関との緊密な連携、そして社会保障の充実が求められています。また、子どもたちが安心して相談できる地域の施設や、教育格差の拡大を防ぐための取組の必要性も強調されています。
- 施設関係者の意見では、保護者への集金が難しく、何度お願いしても出てこないことがあり、最後は立て替えることもあったことや、子どもを見ると、生活が苦しく、服装や持ち物など十分に買い与えることができない姿を見ることもあったことが挙げられています。保護者や子どもと接する施設関係者は、疑問に思った時、どう理解してもらうか、対処方法に難しさがあるとの意見が出されています。
- 同様に、「貧困状態にあるだろう」ということを感じていても、保護者に対しては、見守る、こどもの状態を把握するという形でしか支援ができていないのが現状で、どこまで踏み込んでいいのか判断が難しいとの意見があるように、関係者間で連携した相談支援体制の構築が重要となっています。
- およそ半数のこどもは貧困の状態だと見受けられています。こどもたちの心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供することや、保護者の悩みや不安に気づき、日々のかかわりのなかで家庭の状況や問題を把握し、思いや意向を理解し、必要に応じた個別の支援が重要であるとの意見が出されています。

(4) こども・若者の意識と生活に関する調査結果

Q あなたは、こども・若者が意見を表明する権利について知っていますか。(〇は1つ)

こどもが意見を表明する権利を知っているかについてみると、「聞いたことがあり、内容も知っている」が中学生21.1%、15~29歳13.4%となっています。一方で「知らなかった」が中学生34.3%、15~29歳では52.8%と半数を超えています。

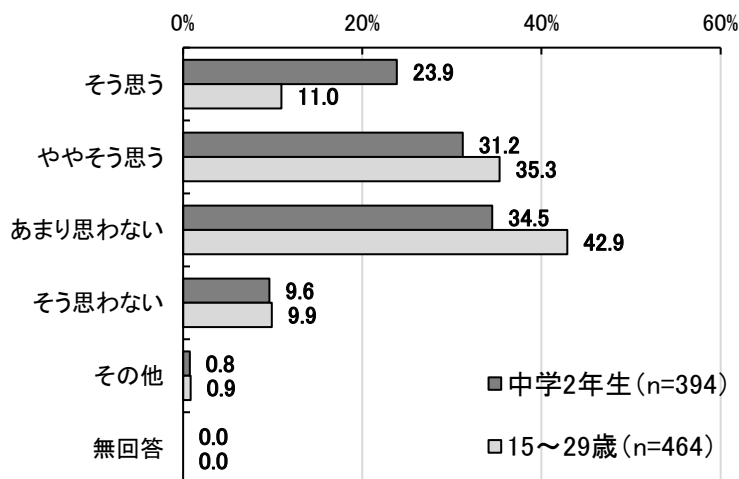
【中学生・15~29歳】



Q あなたは、阿南市のまちづくりやこども・若者に関する取組について思ったことや意見を、阿南市に伝えたいと思いますか。(〇は1つ)

阿南市のまちづくりやこども・若者に関する取組について意見表明をしたいかを見ると、『そう思う』(「そう思う」と「ややそう思う」の割合の合計)が中学生55.1%、15~29歳46.3%となっており、『そう思わない』(「あまり思わない」と「そう思わない」の合計)が中学生44.1%、15~29歳52.8%となっています。

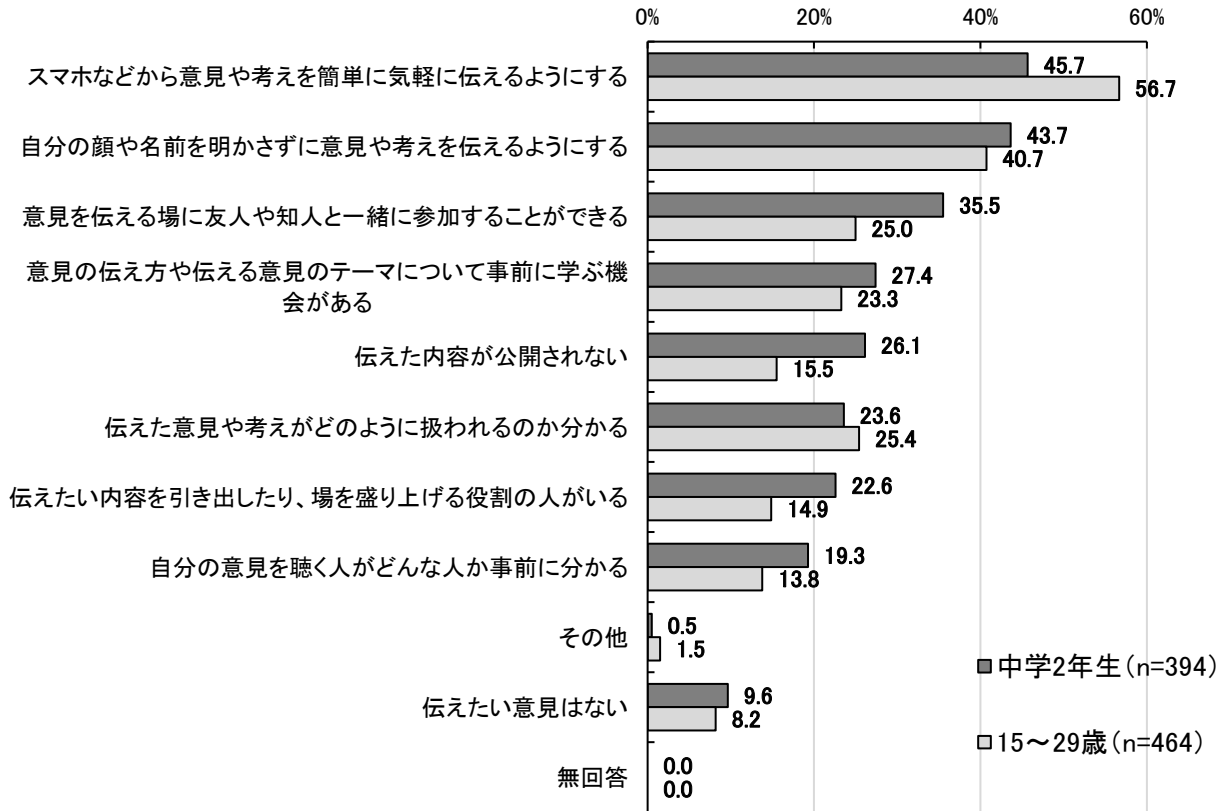
【中学生・15~29歳】



Q どのような工夫やルールがあれば、あなたは阿南市に対して意見を伝えやすいと思いますか。(〇はいくつでも)

あるといいと思う工夫やルールについてみると、「スマホなどから意見や考えを簡単に気軽に伝えるようにする」の割合が中学生、15～29歳ともに最も高くなっています。
一方、「伝えたい意見はない」は中学生9.6%、15～29歳8.2%となっています。

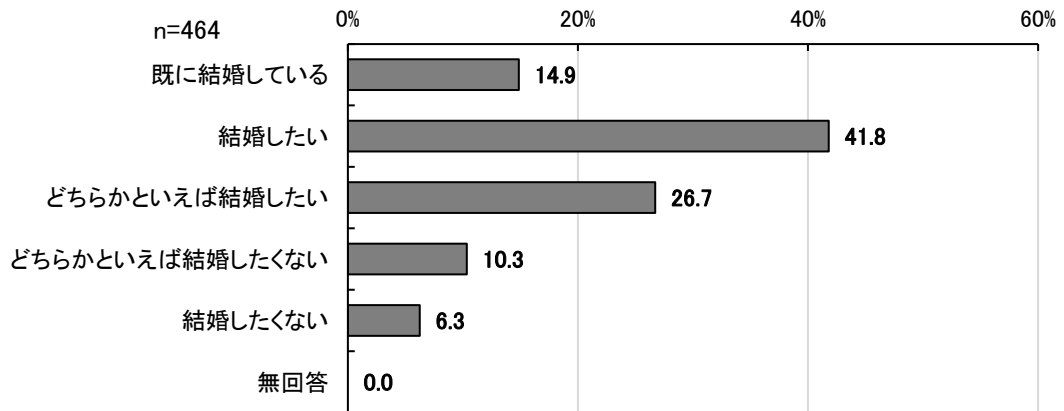
【中学生・15～29歳】



Q あなたは、将来結婚したいと思いますか。(〇は1つ)

将来の結婚希望についてみると、『結婚したい』(「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の割合の合計)は68.5%となっています。

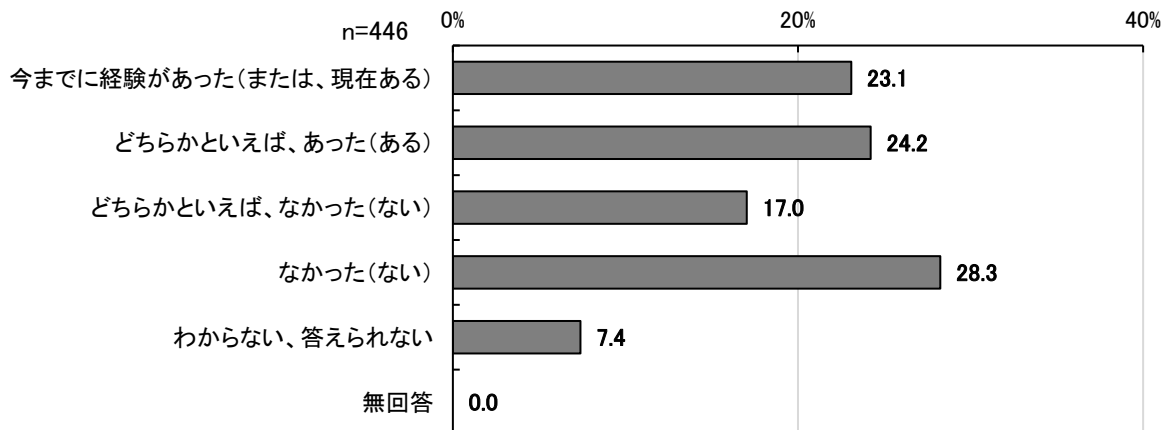
【15～29歳】



Q あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。最もあてはまるものを選んでください。(〇は1つ)

社会生活・日常生活を円滑に送れなかった経験についてみると、『経験がある』(「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」の割合の合計)は47.3%となっています。

【15～29歳】



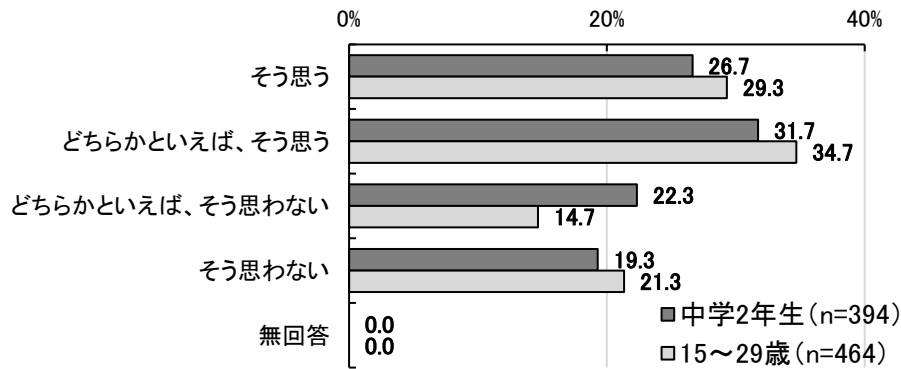
※富岡西高校を除いた数 (n=446)

Q あなたは、20年後、どのようになっていると思いますか。(〇は1つ)

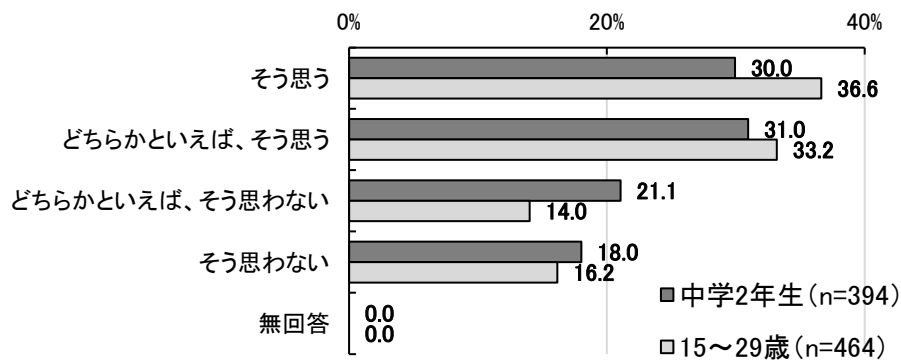
20年後の姿について、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合の合計)が、「子どもを育てている」は中学生58.4%、15~29歳64.0%となっており、「結婚している」は中学生61.0%、15~29歳69.8%となっています。

【中学生・15~29歳】

■子どもを育てている



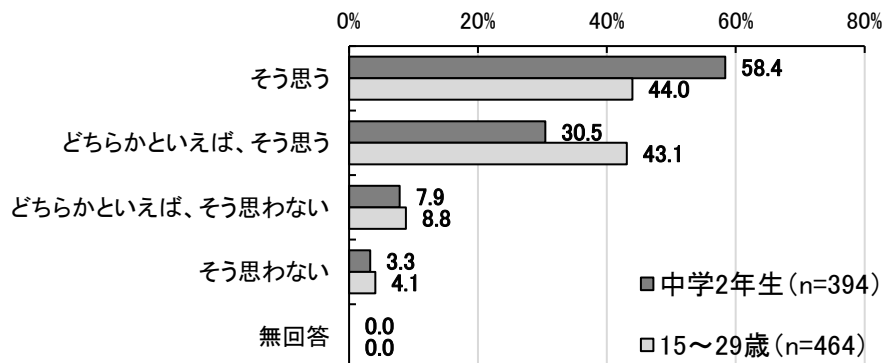
■結婚している



Q あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。(〇は1つ)

幸福感についてみると、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の割合の合計)が中学生 88.9%、15~29歳 87.1%と8割を超える方が幸せだと思っています。

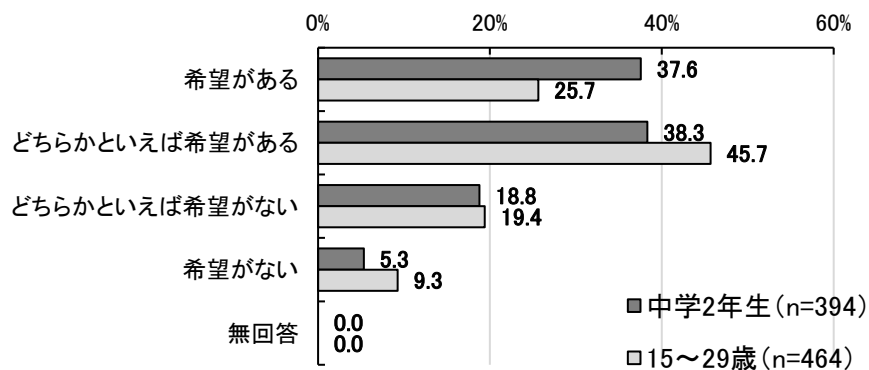
【中学生・15~29歳】



Q あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(〇は1つ)

自分の将来について明るい希望を持っているかについてみると、『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の割合の合計)が中学生 75.9%、15~29歳 71.4%と7割を超える方が自分の将来について明るい希望を持っています。

【中学生・15~29歳】

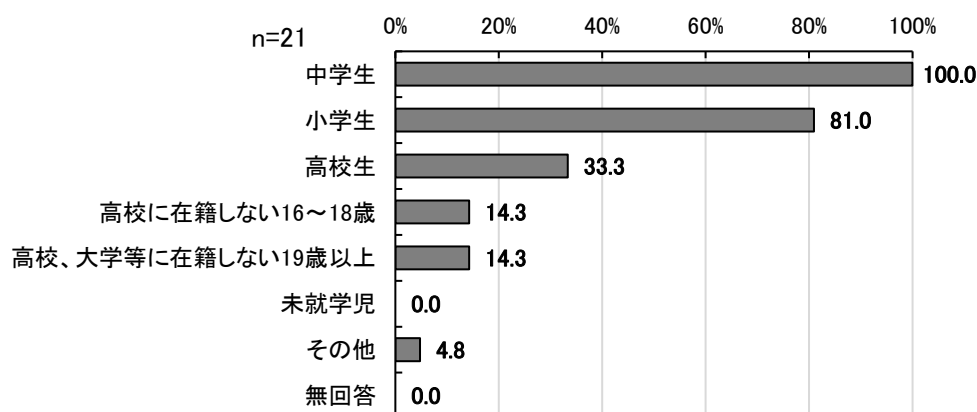


(5) 不登校・ひきこもり支援者調査結果

Q あなたが支援を行っているこども・若者の対象年代を教えてください。(〇はいくつでも)

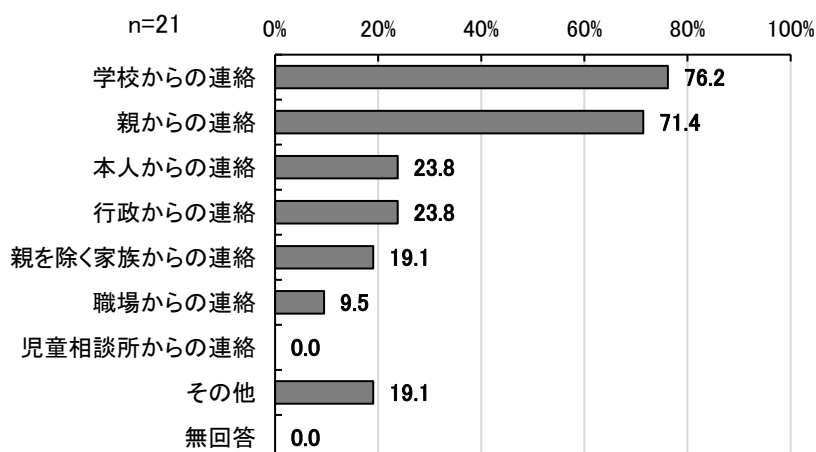
支援を行っている対象年代についてみると、回答者のすべてが「中学生」を対象に支援をしており、「小学生」も81.0%が支援対象となっています。

一方で、『高校生以上』（「高校生」、「高校に在籍しない16～18歳」、「高校、大学等に在籍しない19歳以上」）は、小学生や中学生に比べて割合が低くなっています。



Q あなたが対象者を支援するきっかけを教えてください。(〇はいくつでも)

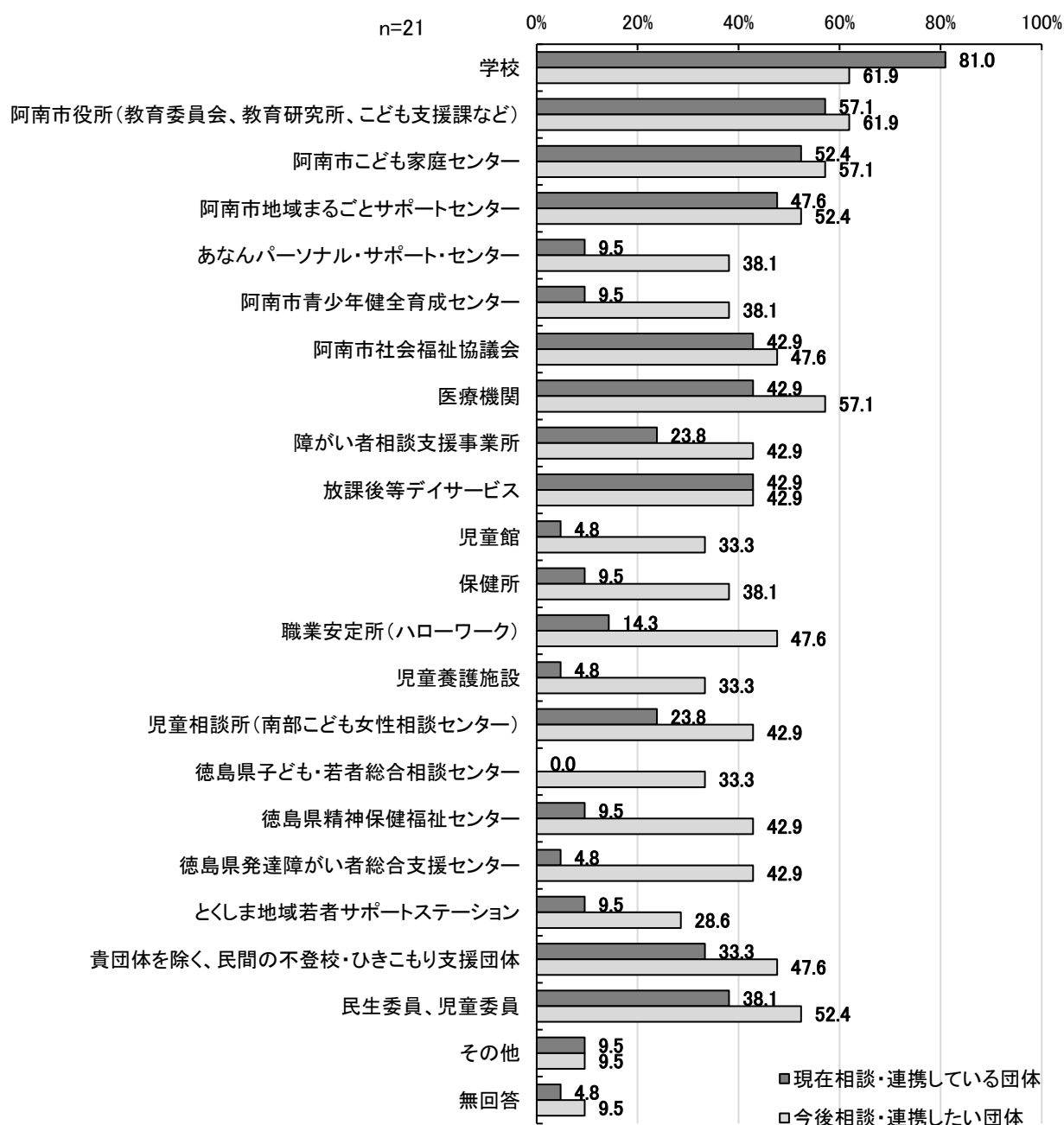
対象者を支援するきっかけについてみると、「学校からの連絡」の割合が76.2%、「親からの連絡」の割合が71.4%となっており、「学校」あるいは「親」からの連絡を受けて支援することが多い傾向がみられます。



Q 不登校・ひきこもり支援に関して、あなたが現在相談・連携している機関や今後相談・連携したいと考えている機関を教えてください。なお、現在も相談・連携し、今後も継続したい場合は両方に○をつけてください。(○はいくつでも)

現在相談・連携している機関についてみると、「学校」の割合が81.0%と最も高く、次いで「阿南市役所(教育委員会、教育研究所、こども支援課など)」57.1%などの順となっています。

また、今後相談・連携したい機関についてみると、22項目中19項目で「現在相談・連携している団体」の割合を上回っており、市の機関では特に「あなんパーソナル・サポート・センター」や「阿南市青少年健全育成センター」、「児童館」で現在は相談・連携できていないが、今後相談・連携していきたいと考えている傾向がみられます。





阿南市こども計画
令和8年3月

発行：阿南市
編集：阿南市 保健福祉部こども未来局 こども支援課

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3
電話：0884-22-1677
阿南市ホームページ
<http://www.city.anan.tokushima.jp>